

会議録
平成30年第1回更別村議会定例会
第2日（平成30年3月13日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第26号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件
- 第 3 議案第27号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件
- 第 4 議案第28号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第 5 議案第29号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第 6 議案第30号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第 7 議案第31号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第 8 議案第38号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件
- 第 9 村政に関する一般質問

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	道 見 克 浩
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	小野寺 達 弥
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総 務 課 参 事	渡 辺 伸 一
総 務 課 参 事	女ヶ澤 廣 美	企画政策課長	佐 藤 敬 貴
産 業 課 長	本 内 秀 明	住民生活課長	宮 永 博 和
建設水道課長	佐 藤 成 芳	保健福祉課長	安 部 昭 彦

子育て応援課 新 関 保
教育次長 川 上 祐 明

診療所事務長 酒 井 智 寛
農業委員会
事務局 長 小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 高 橋 祐 二
書 記 小野山 果 菜

書 記 平 谷 雄 二

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しておりますので、これから直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 3 番、高木さん、4 番、織田さんを指名いたします。

◎日程第 2 議案第 26 号

- 議 長 日程第 2、議案第 26 号 平成 29 年度更別村一般会計補正予算（第 11 号）の件
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第 26 号 平成 29 年度更別村一般会計補正予算（第 11 号）の件であります。
第 1 条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,760 万 2,000 円を追加し、
歳入歳出予算の総額をそれぞれ 49 億 7,329 万 9,000 円とするものであります。
2 項及び第 2 条、第 3 条につきましては、お目通しをお願いするものであります。
なお、森副村長に内容等について補足説明をいたさせます。
以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 森副村長。

- 副 村 長 それでは、平成 29 年度一般会計補正予算について補足説明をさせていただきます

まず最初に、83 ページをお開きください。83 ページ、給与費の明細でございますけれども、
予算全般にかかわりますことから、先にご説明をさせていただきます。まず、特別職
でございますけれども、比較のところでございます。給与費の報酬におきまして、その他
の特別職 79 万円を減額するものでございます。

次のページ、84 ページをお願いいたします。84 ページ、一般職でございます。比較でござ
いですが、給与費の給料におきまして 149 万 8,000 円の減額、職員手当等で 312 万 6,000 円
の追加でございます。主には時間外勤務手当でございます。共済費で 11 万 6,000 円の減額、
合計で 151 万 2,000 円の追加をするものでございます。

次に、歳出のほうから説明をさせていただきます。歳出、25 ページをお願いいたします。
款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費 117 万 4,000 円を減額するものでございます。事業に
おきます各節の執行残の合計でございますけれども、主には旅費の減額が主なものでござ

います。

次のページ、26ページをお願いいたします。款2総務費1億4,965万8,000円を追加し、10億9,390万7,000円とするものでございます。

項1総務管理費、目1一般管理費1,761万3,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、27ページの説明欄(3)、庁舎維持管理経費174万2,000円の減額でございます。節13委託料におきまして警備委託料、庁舎警備委託料でございますけれども、見積もり結果によりまして175万4,000円を減額するものでございます。(4)、総務管理一般事務経費423万7,000円の減額でございます。節8報償費の寄附採納贈呈品におきまして148万円を減額するものでございます。節10交際費、村長交際費でございますけれども、40万円を減額するものでございます。節12役務費におきまして231万6,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、節12の役務費の運搬料でございますけれども、寄附返納品送料等において45万円を減額するものでございます。また、その下の複合機設置等手数料でございますけれども、見積もり結果によりまして178万2,000円を減額するものでございます。次のページ、28ページをお願いいたします。28ページ、節19の負担金補助及び交付金、総務関係負担金の派遣職員の負担金でございますけれども、道からの派遣職員分として65万2,000円を追加するものでございます。(6)の情報処理管理事務経費70万7,000円の減額でございます。主なものといたしましては、節19負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金で41万円の減額、地方公共団体情報システム機構負担金で29万円の減額でございます。システム改修等に伴います負担金額の確定によりまして減額をするものでございます。29ページ、(10)、臨時職員等管理事務経費329万3,000円の減額でございます。節4の共済費におきまして臨時職員社会保険料でございますけれども、中途退職等によりまして223万6,000円を減額するものでございます。また、節7の賃金でございますけれども、一般事務補助賃金でございます。実績によりまして71万8,000円を減額するものでございます。節12の職員等人件費の給料におきましては、先ほど説明しましたけれども、149万8,000円を減額するものでございます。30ページをお願いいたします。節3の職員手当等でございますけれども、これも先ほど説明しましたけれども、主に時間外勤務手当の追加ということで209万6,000円を追加するものでございます。(13)、庁舎改修事業669万6,000円の減額でございます。主な工事の内容におきましては、外壁塗装、屋上防水、階段手すり等の設置、それから設置機器等の冷房対策を施しているところでございます。

次のページ、31ページをお願いいたします。目4地方振興費1,181万2,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、次のページ、32ページをお願いいたします。32ページ、(8)の各種要請・施策調査経費でございますけれども、節8の報償費、謝礼でございます。30万円の減額をするものでございます。また、節13の委託料、各種施策調査委託料でございますけれども、これも実績によりまして45万3,000円を減額するものでございます。33ページの(9)、総合計画策定事業の第6期の総合計画策定委託料におきまして

54万円を減額するものでございます。(10)、宅地分譲事業経費386万3,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、節17公有財産購入費の分譲地買戻費でございます。コムニ団地1区画分予算計上しておりましたが、実績なしということで全額を減額するものでございます。(11)、企業振興促進事業、節19の負担金補助及び交付金、企業振興促進補助金でございますけれども、実績によりまして52万8,000円を減額するものでございます。(13)、ふるさと創生事業、節19負担金補助及び交付金、ふるさと創生事業商店街活性化事業におきまして新築2件、それから改修2件の実績でありましたことから379万7,000円を減額するものでございます。34ページをお願いいたします。(15)、地方創生推進交付金事業でございます。節15の工事請負費、地域創造センター整備工事費でございますけれども、95万9,000円の減額でございます。事業内容につきましては、屋根、壁、それから書庫、玄関、トイレ、サテライトオフィスの内装、自動火災報知機の設置、分電盤等の改修等を行ったところでございます。

ちょっと飛びまして36ページをお願いいたします。目8の村有林管理費242万6,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄(2)の村有林整備事業237万6,000円の減額でございますけれども、節13の委託料の森林環境保全整備事業委託料でございますが、事業の実績等によりまして198万9,000円を減額するものでございます。

目9の住民活動費605万8,000円を減額するものでございます。説明欄(2)、協働活動経費194万7,000円の減額でございますけれども、節19負担金補助及び交付金の協働活動交付金におきまして、実績14団体ということで100万2,000円を減額するものでございます。また、その下の協働事業助成金でございますけれども、実績1団体ということで84万6,000円を減額するものでございます。その下の(3)、協働のまちづくり基金積立金、節25の積立金でございますけれども、寄付分等について408万円を減額するものでございます。

38ページをお願いいたします。目11公共施設等整備基金費、(1)の公共施設等整備基金積立金でございます。1億9,444万3,000円を追加するものでございます。節25の積立金におきまして、今後の施設整備に向けて積み増しをするものでございます。

項2の徴税費、目1の税務総務費479万7,000円の減額でございます。説明欄(3)の村税還付金等でございます。460万3,000円の減額でございますけれども、節23償還金利子及び割引料でございます。主には村税の還付金、実績見込み等により415万円を減額するものでございます。また、村税還付加算金についても45万3,000円を減額するものでございます。

40ページをお願いいたします。款3民生費1,837万4,000円を減額し、6億7,170万5,000円とするものでございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費701万2,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、42ページをお願いいたします。42ページの(12)、障害者総合支援事業287万3,000円の追加でございます。主なものでございますけれども、次のページです。43ページになります。節19の負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金でございますけれども、システム改修の負担金として64万8,000円を追加するものでござ

います。節20の扶助費の障害者介護給付費でございますけれども、障害支援区分認定の重度化等に伴いまして263万8,000円を追加するものでございます。(13)、障害者地域生活支援事業117万7,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、節13の委託料で48万7,000円の減額でございます。移送サービス事業委託料、それから移動支援事業委託料、日中一時支援事業委託料、利用者等の減等によりましてそれぞれ減額をするものでございます。その下、節19負担金補助及び交付金でございます。36万4,000円の減額でございますけれども、主には民生関係助成金の成年後見人等報酬費用助成金、利用者がなかったということで全額33万6,000円を減額するものでございます。44ページをお願いいたします。

(15)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金でございます。103万7,000円の減額でございます。それぞれ財政安定化支援分等で増減しておりますけれども、トータルで103万7,000円を減額するものでございます。(18)の社会福祉センター改修事業、節15の工事請負費でございますけれども、85万3,000円の減額でございます。主に外壁、屋上防水、正面、それから裏玄関等の改修等を行っているところでございます。(19)、障害福祉サービス事業所整備事業、節19の負担金補助及び交付金でございます。515万4,000円の減額でございますけれども、道指導によりまして一般競争入札を実施しておりますけれども、その結果等によりまして減額されたことから、今回の障害者就労支援施設助成金等についても減額をするものでございます。

46ページをお願いいたします。項2の児童福祉費701万7,000円の減額でございます。

目1の児童福祉総務費394万6,000円の減額でございます。説明欄(2)、児童福祉事業経費でございますけれども、102万5,000円の減額でございます。主には節19の負担金補助及び交付金の南十勝こども発達支援センター負担金でございますけれども、人件費の減ということで100万8,000円を減額するものでございます。47ページをお願いいたします。47ページ、(4)の子ども医療給付事業93万円の減額でございますけれども、主なものといたしましては節20の扶助費、子ども医療費扶助費でございますけれども、実績見込み等によりまして88万円を減額するものでございます。(5)、子育て応援施設推進事業経費、節19の負担金補助及び交付金におきまして171万5,000円を減額するものでございます。多子世帯保育料軽減事業助成金でございます。

目2の児童措置費307万1,000円の減額でございます。児童手当給付費等経費でございますけれども、主には節20扶助費の児童手当におきまして304万5,000円を減額するものでございます。

項3老人福祉費、次のページをお願いいたします。目3の老人福祉推進費421万1,000円の減額でございます。主には次のページの(6)、介護保険事業特別会計繰出金につきまして311万8,000円を減額するものでございます。

款4衛生費1,767万6,000円を減額し、3億1,807万9,000円とするものでございます。

項1保健衛生費1,144万1,000円の減額でございます。

主なものでございますけれども、次のページ、50ページをお願いいたします。目2の予

防費で416万7,000円の減額でございます。説明欄（２）の予防接種事業経費153万3,000円の減額でございますけれども、節13の委託料のインフルエンザ予防接種委託料におきまして、実績等に伴いまして136万円を減額するものでございます。（３）、子ども予防接種事業経費255万円の減額でございます。節11需用費の予防接種薬品費におきまして実績減に伴いまして161万5,000円の減額、そして節13委託料でございますけれども、各種予防接種委託料でございます。これも実績減によりまして93万5,000円を減額するものでございます。

51ページをお願いいたします。目４の診療所費64万2,000円の減額でございますけれども、説明欄（１）の特別会計繰出金におきまして55万2,000円を減額するものでございます。

52ページをお願いいたします。目５保健推進費580万6,000円を減額するものでございます。主なものでございますけれども、53ページをお願いいたします。（３）の健康増進事業でございます。405万8,000円の減額でございます。主には節13の委託料の各種健診委託料でございますけれども、受診者数の減等によりまして404万2,000円を減額するものでございます。（４）の保健指導活動事務経費でございます。95万7,000円の減額でございますけれども、節７の賃金、保健業務栄養士賃金でございます。年度途中での退職等によりまして95万7,000円を減額するものでございます。

項３の上水道費86万円の減額でございます。

次のページ、54ページをお願いいたします。目１の簡易水道費でございますけれども、簡易水道事業特別会計繰出金でございます。財源補てん分として86万円を減額するものでございます。

項４下水道費、目１下水道費、説明欄（１）の公共下水道事業特別会計繰出金でございますけれども、財源補てん分として498万3,000円を減額するものでございます。

55ページをお願いいたします。款６農林水産業費642万7,000円を減額し、５億6,179万6,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項１農業費、目２の農業振興費131万9,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、次のページ、56ページをお願いいたします。説明欄（３）の農業振興補助金等でございます。節19負担金補助及び交付金の土づくり推進事業助成金でございますが、事業実績等により54万6,000円を減額するものでございます。また、経営体育成支援事業助成金でございますけれども、新規採択１件がございましたことから162万円を追加するものでございます。産地パワーアップ事業助成金でございますけれども、車両洗浄機等の助成金でございますが、実績減ということで213万2,000円を減額するものでございます。

57ページをお願いいたします。目３農地費83万円を減額するものでございますけれども、主には（２）、明渠排水業務経費でございます。58万6,000円の減額でございますけれども、実績が申請１件ということで58万6,000円を減額するものでございます。

目４の営農用水費106万5,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、（１）の営農用水施設維持管理経費88万5,000円の減額でございます。節19の負担金補助及

び交付金、中札内村共同管理事業負担金でございますけれども、数の確定に伴いまして70万円を減額するものでございます。

次の58ページをお願いします。目5の畜産業費143万1,000円の減額でございます。主には、(3)の畜産クラスター事業130万6,000円の減額でございますけれども、節19の負担金補助及び交付金で酪農・畜産生産基盤施設整備促進事業助成金でございますけれども、実績がなかったということで全額の50万円を減額するものでございます。また、その下の和牛雌牛導入事業助成金でございます。こちらの実績がなかったことから、40万円全額を減額するものでございます。

59ページをお願いいたします。59ページ、項2の林業費、目1の林業振興費140万6,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄(1)、有害鳥獣駆除対策経費でございます。節19の負担金補助及び交付金の鳥獣害防止対策協議会助成金におきまして123万4,000円を減額するものでございます。主な要因といたしましては、ヒグマの一斉駆除の人工等の減によりまして減額をするところでございます。

款7の商工費2,143万2,000円減額し、1億9,446万円とするものでございます。
項1の商工費2,143万2,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。目2の商工業振興費でございます。説明欄(1)の商工業関係資金利子補給事業経費145万6,000円を減額するものでございますけれども、節19の負担金補助及び交付金、更別村中小企業近代化資金利子補給助成金でございますけれども、105万5,000円の減額、それから中小企業者事業資金利子補給助成金につきましても実績によりまして40万1,000円を減額するものでございます。

目3の観光費1,996万円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄(1)、カントリーパーク改修事業で1,931万9,000円の減額でございます。節15の工事請負費でございます。1,898万4,000円の減額でございますけれども、内容でございますけれども、トレーラーハウスの更新、それからトイレの改修等を行っているところでございます。

61ページをお願いいたします。款8土木費2,970万1,000円の減額でございます。4億6,165万9,000円とするものでございます。

項2の道路橋りょう費で879万9,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。目1の道路維持費におきまして249万7,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄(1)、道路維持補修経費240万円の減額でございます。節13の委託料でございますけれども、草刈業務等委託料ということで130万3,000円の減額でございます。当初全村的に予算を見ておりましたけれども、一部市街以外の部分におきまして多面的機能支払交付金事業により実施することによって減額となったところでございます。

63ページをお願いいたします。目2道路維持改良費200万8,000円を減額するものでございます。説明欄(1)の街路灯維持補修費の街灯電気料でございますけれども、75万7,000円を減額するものでございます。また、その下の(2)の道路補修対策事業125万1,000円

の減額でございます。節11の需用費、横断管入替修繕費、実績によりまして74万8,000円を減額するものでございます。また、節15工事請負費の村道舗装区画線設置工事費でございます。入札等の実績によりまして50万3,000円を減額するものでございます。

目4の橋りょう維持改良費424万7,000円の減額でございます。説明欄(1)の橋りょう整備事業でございます。節19の負担金補助及び交付金でございますけれども、414万9,000円の減額でございます。これにつきましては、橋梁のかけかえの負担金の減によるところでございます。

次のページをお願いいたします。64ページです。項3の住宅費2,052万2,000円の減額でございます。

目1の住宅管理費408万2,000円の減額でございます。主には、説明欄(3)の村営住宅等維持管理経費110万5,000円の追加でございます。節11の需用費の村営住宅等修繕費でございますけれども、4月からの新規入居等に伴います修繕等を行うため、150万円を追加するものでございます。次のページをお願いします。(4)の村営住宅等改修事業、節15の工事請負費508万6,000円の減額でございます。曙団地、それからコーポ望等の改修に伴います執行残について508万6,000円減額するものでございます。

目2の民間住宅整備費1,586万7,000円を減額するものでございます。説明欄(1)、太陽光発電システム普及促進事業、節19の負担金補助及び交付金でございますけれども、80万円を減額するところでございます。実績におきましては、一般住宅で4件の実績がございました。その下の(2)の民間住宅建設促進事業でございます。節19の負担金補助及び交付金におきまして1,506万7,000円を減額するものでございます。実績におきましては、住宅の補助が8件ございまして、そのうち2件については移住割り増しを行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。66ページになります。款9の消防費43万7,000円の減額とし、2億576万5,000円とするところでございますけれども、主には項1の消防費、目3の非常備消防費、(1)の更別消防団運営経費の旅費におきまして50万2,000円の追加、それから次のページの67ページの一番上になりますけれども、消防団員費用弁償ということで98万8,000円の追加でございます。これにつきましては、行方不明者搜索のため追加をするものでございます。

款10教育費1,335万5,000円を減額し、7億348万9,000円とするものでございます。

項1の教育総務費、次のページをお願いいたします。目2の事務局経費79万8,000円の追加でございます。主なものといたしましては、説明欄(2)、職員等人件費、節3の職員手当等でございますけれども、主に時間外手当の増ということで116万7,000円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。項2の小学校費147万円を減額するものでございます。

目1の学校管理費72万4,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄の(1)の小学校運営経費で197万2,000円の減額でございますけれども、各節それぞ

れにおいて執行残減額し、合計として197万2,000円の減額とするものでございます。(2)の学校施設維持管理経費の147万3,000円の追加になります。節11の需用費、燃料費でございますけれども、重油等の単価、それから今後の使用量等の見込み含めまして153万円を追加するものでございます。

目2の教育振興費74万6,000円の減額でございます。(1)の就学援助経費でございます。節20の扶助費、要保護及び準要保護児童就学扶助費におきまして、実績におきまして23万3,000円を減額するものでございます。また、その下の特別支援教育就学奨励費でございます。これにつきましても実績によりまして51万3,000円を減額するものでございます。

71ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費97万6,000円を追加するものでございます。主なものでございますけれども、(2)の学校施設維持管理経費で153万6,000円を追加するものでございます。節11の需用費の燃料費でございますけれども、重油等の単価、それから今後の使用量の見込みを含めまして133万円を追加するものでございます。また、光熱水費におきましては、電気料の増ということで35万4,000円を追加するものでございます。

次のページ、72ページをお願いいたします。項4の幼稚園費、目1の幼稚園管理費433万7,000円を減額するものでございます。主なものでございますけれども、説明欄(3)、幼稚園運営経費におきまして200万5,000円を減額するものでございます。節7賃金の幼稚園補助教諭賃金におきまして、退職等によりまして127万円を減額するものでございます。73ページをお願いいたします。(5)、認定こども園園舎等改築事業でございます。184万9,000円の減額でございます。節13の委託料、工事監理委託料におきましては43万7,000円の減額、また節15の工事請負費でございますけれども、園舎の改築工事でございますけれども、101万7,000円の減額でございます。主には、園舎等の本体工事、アスファルト舗装、遊具等の更新、受電設備、街灯設備等の新設等を行っているところでございます。次のページ、74ページをお願いいたします。また、節18の備品購入費におきましては39万5,000円を減額するところでございます。

項5社会教育費、目1の社会教育総務費278万9,000円を減額するものでございます。大きなものはございませんけれども、各節ごとの執行残積み上げによりまして278万9,000円を減額するものでございます。

77ページをお願いいたします。項6保健体育費456万4,000円の減額でございます。

目1の保健体育総務費94万4,000円の減額でございますけれども、主なものにつきましては説明欄(2)、スポーツ振興経費78万4,000円の減額でございます。節19の負担金補助及び交付金でございますけれども、67万8,000円でございますけれども、次のページのスポーツ大会派遣事業助成金、実績によりまして55万1,000円を減額するものでございます。

目2体育施設費140万4,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、79ページでございます。説明欄(7)の運動広場改修事業、節15の工事請負費でございますけれども、71万3,000円の減額でございます。主にアスファルト舗装、トイレ改修、ゲート

ボール場の移設等を行っているところでございます。

目3の学校給食費221万6,000円を減額するものでございます。説明欄(1)、学校給食センター運営経費172万円の減額でございますけれども、節13の委託料、人材派遣業務委託料でございます。当初1年分計上しておりましたけれども、実績4カ月ということで181万4,000円を減額するものでございます。80ページをお願いいたします。80ページの(3)、保護者負担軽減事業の節19の負担金補助及び交付金の学校給食費保護者負担軽減助成金でございますけれども、食数の減によりまして33万4,000円を減額するものでございます。

81ページをお願いいたします。81ページ、款11の災害復旧費でございます。295万6,000円を減額し、970万9,000円とするものでございます。

項2の公共土木施設災害復旧費でございますけれども、次のページの目1の道路橋梁災害復旧費、説明欄(1)の道路災害復旧事業、節11の需用費におきまして286万7,000円を減額するものでございます。復旧実績3カ所にとどまったということから、今回減額をするものでございます。

款12の公債費49万円の減額をし、6億8,754万9,000円とするものでございます。

項1の公債費、目2の利子57万5,000円の減額でございます。説明欄の節23償還金利子及び割引料の長期債償還利子でございます。借入利率の変更及び借入額の減によりまして57万5,000円を減額するものでございます。

歳出のほうは以上でございます。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。10ページになります。款1村税1,817万8,000円を追加し、5億9,447万8,000円とするものでございます。

項1の村民税、目2の法人でございまして、1,629万2,000円の追加でございます。現年課税分、実績見込みとして追加をするものでございます。

項4のたばこ税、目1のたばこ税でございますけれども、これにつきましても現年課税分、実績見込み等を含めまして98万2,000円を追加するものでございます。

款2の地方譲与税1,679万円を追加し、1億4,030万7,000円とするものでございます。

項2自動車重量譲与税、次のページ、11ページお願いします。目1の自動車重量譲与税、節1の自動車重量譲与税でございますけれども、実績見込み等によりまして1,679万円を追加するものでございます。

款6地方消費税交付金622万1,000円を追加し、6,097万1,000円とするものでございます。

項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金、これにつきましても実績見込み等によりまして622万1,000円を追加するものでございます。

款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、目1自動車取得税交付金1,423万7,000円を追加し、3,038万円とするものでございます。これにつきましても実績見込み等によりまして1,423万7,000円を追加するものでございます。

款11分担金及び負担金280万3,000円を減額し、5,290万8,000円とするものでございます。

項1分担金、目1農林水産業費分担金237万3,000円の減額でございます。説明欄の道営

畑総担い手育成型事業更別第3地区分担金におきまして工事費、事業内容等の変更によりまして214万2,000円を減額するものでございます。

項2の負担金、目1民生費負担金におきましては56万円の減額でございますけれども、節、児童福祉費負担金でございます。57万2,000円の減額でございます。説明欄の学童保育所入所者費用徴収金、利用者の減ということで21万円の減額、また保育所入所者費用徴収金、入所者の保育料の階層区分等の変更に伴いまして36万2,000円を減額するものでございます。

13ページお願いいたします。款12使用料及び手数料662万3,000円を追加し、1億7,762万5,000円とするものでございます。

項1の使用料、目1の民生使用料で205万2,000円の減額でございます。節1の社会福祉使用料、説明欄の福祉の里総合センター給食部門使用料でございますけれども、食数の減に伴いまして184万9,000円を減額するところでございます。

次のページ、14ページになります。目4の農林水産使用料でございますけれども、節1の営農用水使用料でございます。実績見込み等によりまして208万円を追加するものでございます。

目5の土木使用料675万円の追加でございます。節2の住宅使用料、公営住宅使用料におきましては、これにつきましても実績見込み等によりまして435万円の追加、特定公共賃貸住宅等使用料、これも実績見込み等によりまして240万円をそれぞれ追加するものでございます。

款13の国庫支出金560万2,000円を減額し、3億267万6,000円とするものでございます。

項1の国庫負担金、目1の民生費国庫負担金、節1の児童福祉費負担金でございます。139万3,000円の減額でございますけれども、説明欄、児童手当負担金でございます。主に出生の月が後年月に多くあったために216万3,000円を減額するものでございます。また、その下の子どものための教育・保育給付費負担金でございます。国、道の単価改定等、それから利用者数の増等によりまして77万円を追加するものでございます。

15ページをお願いいたします。節3の障害者福祉費負担金でございますけれども、88万1,000円の追加でございます。主には説明欄の障害者介護給付費等負担金、障害者区分の変更等によりまして101万9,000円を追加するものでございます。

項2の国庫補助金525万8,000円の減額でございます。

その下、目1の総務費国庫補助金におきましては、節1総務費補助金として1,457万2,000円の減額でございます。説明欄の地方創生推進交付金でございます。地域創造センターの整備工事の交付金の対象額の減ということで、48万円を減額するものでございます。また、その下の地方創生拠点整備交付金でございます。カントリーパーク、それから上更別認定こども園改修工事に伴いましての交付対象額の減ということで、1,409万2,000円を減額するものでございます。

目4の土木費国庫補助金、節1の住宅費補助金におきまして1,036万7,000円を追加する

ものでございます。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金でございますけれども、曙団地の建てかえ、改修、それから公住家賃等の低廉化に対する交付金でございますけれども、1,036万7,000円を追加するものでございます。

次のページ、16ページになります。目6農林水産業費国庫補助金でございます。節1の農業費補助金におきまして134万3,000円の減額でございます。主なものといたしましては、説明欄の農業経営高度化支援事業更別第3地区補助金でございますけれども、事業費、事業内容等の変更によりまして119万7,000円を減額するものでございます。

款14道支出金110万4,000円の減額でございます。

目1の民生費道負担金におきましては48万3,000円の追加でございますけれども、節2の児童福祉費負担金、こちらは1万7,000円の追加でございますけれども、説明欄の児童手当負担金でございます。国庫の児童手当等の減によりまして36万8,000円を減額し、その下の子どものための教育・保育給付費負担金につきましては単価の改定等、利用者数の増によりまして38万5,000円を追加するものでございます。また、その下の節3の障害者福祉費負担金44万1,000円の追加でございます。主には説明欄の障害者介護給付費等負担金、介護給付費等の増に伴いまして51万円を追加するものでございます。

17ページをお願いいたします。17ページ、項2の道補助金、目4の農林水産業費の道補助金でございます。節1の農業費補助金におきまして150万4,000円を減額するものでございます。説明欄の農業委員会交付金でございます。額の確定に伴いまして45万5,000円を追加をするものでございます。また、次のページの説明欄の経営体育成支援事業補助金でございます。これ歳出のほうでも説明しましたけれども、新規採択が1件あったということで同額の162万円を追加するものでございます。また、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金でございます。事業費、事業内容等の変更に伴いまして67万4,000円を減額するものでございます。その下、農地利用最適化交付金でございます。農業委員の活動等に伴う交付金でございますけれども、70万7,000円を減額するものでございます。また、産地パワーアップ事業補助金でございます。これも歳出のほうで説明をいたしましたが、同額の213万2,000円を減額するものでございます。

款15の財産収入521万3,000円を追加し、3,642万4,000円とするものでございます。

主なものでございます。次のページ、19ページをお願いいたします。項2の財産売払収入、目1の不動産売払収入72万9,000円の追加でございます。節1の土地売払収入で281万4,000円の追加でございますけれども、説明欄の村有地売払収入211万2,000円でございますけれども、主には旧アシタカ農事の売却207万円を含んでいるものでございます。また、宅地分譲地売払収入でございますけれども、70万2,000円の追加でございます。実績といたしましては、コムニ団地1区画282万1,000円、それから幼稚園前の2区画588万6,000円という実績でございます。節2のその他不動産売払収入でございますけれども、立木の売払収入でございます。伐採予定地の一部について伐採できなかったために、208万5,000円を減額するものでございます。

目2の物品売払収入、節1の物品売払収入でございますけれども、414万3,000円の追加でございます。こちらは、間伐材の収入増という内容でございます。

款16寄付金443万9,000円を減額し、1,001万4,000円とするものでございます。

項1の寄付金、目1の総務費寄付金、節1の総務費寄付金におきまして402万円を減額するものでございます。主なものといたしましては、説明欄の協働のまちづくり基金指定寄付金でございますけれども、実績見込み減ということで408万円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。目3の民生費寄付金、節1の社会福祉費寄付金でございます。63万円を減額するものでございます。

款17の繰入金3,176万円を減額し、2億2,667万2,000円とするものでございます。

項1の基金繰入金、目2のふるさと創生事業基金繰入金でございますけれども、助成金等の減に伴いまして繰入金379万7,000円を減額するものでございます。

また、その下の目3の協働のまちづくり基金繰入金でございますけれども、事業費の減に伴いまして184万8,000円を減額するものでございます。

また、その下です。目4の村有林野基金繰入金でございますけれども、事業費の減に伴いまして464万7,000円を減額するものでございます。

また、目5の農業振興基金繰入金でございますけれども、これにつきましても事業費の減に伴いまして257万9,000円を減額するものでございます。

目6の福祉基金繰入金でございます。これにつきましては、主に障害者就労支援事業所助成金の減に伴いまして260万3,000円を減額するものでございます。

また、目7のこども夢基金繰入金でございますけれども、こちらについては45万6,000円を減額するものでございます。

また、目8の公共施設等整備基金繰入金でございます。事業費、補助金等の確定に伴いまして1,583万円を減額するものでございます。

21ページをお願いいたします。款19諸収入595万8,000円を追加し、9,065万2,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項5の雑入、目4の納付金におきまして503万3,000円を追加するものでございます。節3の派遣職員給与等納付金でございますけれども、道派遣職員分として510万2,000円を追加するものでございます。

目5の雑入でございます。121万7,000円の追加でございます。主なものといたしましては、説明欄の重度心身障害者高額療養費収入でございますけれども、高額療養費の増に伴いまして76万円を追加をするものでございます。また、農業者年金業務委託金でございます。積算単価等の変更に伴いまして47万9,000円を追加するものでございます。

23ページをお願いいたします。款20村債でございます。1,020万円を追加し、7億3,397万円とするものでございます。

項1村債、目1過疎対策事業債でございます。それぞれ事業費等の確定、それから新規

採択等の分も含めて増減ございますけれども、それぞれ追加、減額を行うものでございます。まず、上の雪寒機械購入事業でございます。これにつきましては、小型除雪機の購入に伴いまして20万円を追加するものでございます。その下の道営事業でございますけれども、主に道営畑総更別第2地区のハード部分として排水路、鹿柵等について250万円を追加するものでございます。また、橋梁改修事業でございますけれども、拡幅工事等の負担金減に伴いまして、こちらについては420万円を減額するものでございます。また、下のカントリパーク改修事業におきましても、事業費の減ということで1,590万円を減額するものでございます。また、その下の更別農業高校生確保等支援事業でございます。こちらについては200万円を追加するものでございます。また、旧開発庁舎等整備事業でございますけれども、こちらは地域創造センターの改修工事費の減に伴いまして50万円の減額でございます。住宅改修支援事業、こちらはリフォームになりますけれども、こちらについては全額新たに250万円を追加するものでございます。また、認定こども園園舎等改築事業でございます。事業費等の減に伴いまして、起債の対象事業費の減ということで、こちらについては910万円を減額するものでございます。その下の学校給食費保護者負担軽減事業、これにつきましても給食事業費の減に伴いまして40万円を減額するものでございます。また、次のページになります。24ページですけれども、更別農業高校教育支援事業（寮運営分）でございますけれども、2次分として200万円を追加するものでございます。また、商工業振興事業では、商工会の運営事業助成金分でございますけれども、こちらについても1,290万円追加するものでございます。その下の外国語指導推進事業、指導助手のALTの事業費でございますけれども、こちらについても440万円追加するものでございます。また、スポーツ振興事業（少年団・体育連盟助成分）でございます。これも180万円新たに追加するものでございます。その下の文化推進事業（文化協会・芸術祭助成分）でございます。これにつきましても新たに120万円を追加するものでございます。畜産クラスター事業でございますけれども、自給飼料の増産推進事業、それから乳用牛の繁殖性向上支援対策事業等について400万円新たに追加するものでございます。母子保健事業でございますけれども、特定不妊治療の助成金として新たにこちら200万円を追加するものでございます。また、地域イベント推進事業でございます。トラクターBAMBA、大収穫祭、ママチャリ等の推進事業でございますけれども、こちらについても500万円新たに追加をするものでございます。

7ページをお願いいたします。7ページ、地方債の補正でございます。変更でございますけれども、今現在過疎対策事業債6億1,200万円としておりますけれども、ここに先ほどの過疎債1,200万円を追加し、6億2,220万円、合計として7億3,397万円とするものでございます。

一般会計補正予算の補足説明について終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長 この際、11時20分まで休憩といたします。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、森副村長から追加の説明がありますので、それを許します。

○副 村 長 補足説明、追加でさせていただきたいと思います。

6 ページをお願いいたします。6 ページ、繰越明許費でございますけれども、款 6 の農林水産業費、項 1 の農業費、事業名、農業振興補助金等でございますけれども、7,547万4,000 円を繰り越すものでございますけれども、内容におきましては産地パワーアップ事業におきまして申請 5 件ある中、2 件繰り越すものでございます。内容につきましては、車の洗浄施設、それから種芋のカッティングプランターの繰り越しという内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

2 番、太田さん。

○2 番太田議員 14ページの歳入になりますけれども、款13国庫支出金、目 1 民生費国庫負担金の説明欄にある児童手当負担金、マイナス216万3,000円なのですけれども、先ほど副村長の説明で子どもの出産が 1 月、2 月、3 月がふえたから利用が減とおっしゃっていたのですけれども、説明がいまいちよくわからないので、もう一度説明をお願いいたします。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 出生の減ということではなくて、児童手当の積算上、年度当初から12カ月分を見るところでございますけれども、年の後半等に出生が多かったということがございまして、そのために、当初 4 月からとか見るのですけれども、後半に出生した子どもの数が多かったということで216万3,000円を減額するという内容でございます。

○議 長 4 番、織田さん。

○4 番織田議員 収入の部門の19ページです。勢雄のアシタカ農事の売買の件なのですけれども、一応全員協議会で説明がございました。その後、これは議会に付すべき案件でないということで売買が行われたと思うのですけれども、その結果をまずお願いします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 こちらにつきましては、公募型プロポーザルという形の形式によりまして募集を行いまして、12月に募集期間を設定しまして公募したところでございます。その条件につきましては、地域の活性化であったり、観光、また誘客を図る施設に活用していただきたいというようなことで、そのような目的で進めてきたところでございます。公募の結果、応募された方が 1 件のみということで、従来から説明していた事業者の方でございました。その方に関して年明けまして事業内容の提案をいただきまして、村の選定委員

会の中で選定させていただいたと。その結果、そちらの事業者の方で決定しまして、売買契約に至ったというようなところでございます。なお、金額につきましては、今回の補正予算では207万円ということですが、最低価格を設定しておりまして、それを上回った価格ということで補正をさせていただいております。

以上です。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 もう終わってしまったというか、売買完了しているわけなのですが、この件について言いたいというのは、まず村民からいろんな意見があったと思うのです。ほかにも利用したいという意見もあったと聞いております。この件につきましては、一応議会に付託することはないということなのですが、これからのことを考えますと、今よく世間では海外資本、外国資本が来てどうのこうのと色々な話がございます。今条例を見ますと700万以上、5,000平米となっているのです。私思うに、土地に関してはやはり面積が重要な部分を占めると思うので、今後において、価格もそうなのですが、面積の大きさをもう少しきちんと考え直して、議会にある程度付託するような条例という形をつくれないうかと思えます。土地というのは利用する方法もございますし、あと自然を大事にするということで自然保護という観点もあると思えますので、ここはその辺は村民の意見も十分聞く機会も得なければならないということも考えますと、確かに今の現条例では問題ございませんけれども、これからは起こり得るということを考えると、一度条例の見直しなども検討できないかということでございます。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条のことだと思うのですが、この第3条に規定する議会の議決に付すべき財産の取得または処分は予定価格以上、織田議員さんがおっしゃったとおり、700万以上の不動産、もしくは動産の買い入れ、もしくは売り払いというふうに規定されております。さらに、土地については、面積が1件5,000平米以上ということになっております。地方自治法の第96条で、政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得または処分することは普通地方公共団体の議会で議決しなければならないと規定されているところでございます。条例は政令である地方自治法施行令で定める基準に従わなければならないということになっておりまして、実際条例の規定は地方自治法施行令が定める基準と同じということになっております。よほどの特殊事情がない限り、地方自治法施行令で定める基準に従わなければならないということで、これと異なる規定を条例で定めることはちょっと難しいのだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の関連で質問したいと思います。

織田議員が今おっしゃったのは、テレビでいえば、ユーチューブなんかでもいろいろ出

ているのですけれども、海外資本が要するに北海道を狙っているというような記事も出ておりました。ということで、売買に当たっては5,000平米を超えた場合にどこかでそれらを審議しなければやっぱりまずいところが出てくるのではないのかなと、私も実はそういうふうに思っていました。今総務課長から説明あったように、それは十分わかります。今言っていることは、そういう枠からちょっと外して、慎重なる審査が必要なのかなという部分で、今回の売買とは直接関係はありませんけれども、今後そういった対策を練っていただきたいということで、私もそう思っております。ということで、その辺の考え方お聞きしたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ご指摘のような状況が全国であるというふうなことは承知しているところでございまして、国でも議論がされていることと承知しておりますので、国の動向等も見きわめながら、そういうことも検討することが今後必要かと思えます。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 50ページの款4衛生費、目2予防費の説明欄にあるインフルエンザの予防接種のことなのですが、この減額理由に、高齢者などは受診率が高いかなと思うのですが、特に子どもなどが減ったとか、そういった要因はございますでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 インフルエンザの予防接種なのですが、今年度当初10月からやる予定でしたけれども、当初ワクチンが潤沢には入ってこなくて、最初制限をかけたという経緯があります。接種に制限をかけてやってきたという経緯がありまして、実績としては64歳以下で863名、前期高齢者で143名、65から74歳です。75歳以上が416名ということで、合計で1,422名ということで、当初組んでいた分について、そこまでは実績が伸びなかったということでもあります。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 特別な年代、人数はある程度わかったのですが、子どもの部分なども比較はありますでしょうか。前年と、どれぐらい減っているとか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 済みません。ちょっと前年度は持ってきていないのですが、今年度は371名、12歳以下です。トータルでは減っているのです。済みません。前年度の数値は後ほど調べてからお答えします。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ページ数が歳出の37ページの目9の住民活動費の中の説明欄の(2)番、協働活動経費の中の19番、負担金補助及び交付金の内容についてもう少し詳しい内容を求めたいというふうに思います。協働活動交付金が説明だと14団体ということで、減額が100

万2,000円という形です。当初計画が200万ということで、あとその下の協働事業助成金ということで1団体、マイナスの84万6,000円ということで、実質的には計画が100万円程度ということでございまして、これは昨年度も計画をして、実質的な部分、28年度も予算措置したけれども、実績が半分以下であったということで、それらをつらつら考えますと、このあり方論について、単純に28年も29年も利用実績が極めて低いという中で行政としてはどのような捉え方を、今後どのような形で改善を図っていききたいのか、その点のご説明をお願いいたします。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今安村議員のお話でございます。協働事業のパートナー事業でございますが、パートナー事業につきましては14団体が実施していただいているところでございます。また、協働のまちづくりの助成金につきましては、29年度で1団体が協働のまちづくり事業ということで申請が上がりまして、今回その実績としまして主に講演会であったのですが、講演会の後に皆さんの中でいろいろ内容をグループワークといいますか、そのような対応を行ったというふうに聞いております。事業としてはそういう形で進められてきているところでございます。

ただ、今安村議員もお話のとおり、事業の推進等も含まして、まちづくり事業も含めて事業の浸透だとか内容につきましてはまだ不十分なところがあるというふうに私も認識しているところでございます。より一層これにつきましては、直接的に事業をつくりまして、ただ公募だとか周知だけで住民さんがこの事業を使っていただけるというふうにはないだろうというふうに実感しているところでございます。今後につきましてはより一層、協働事業等につきましては役場全体にかかわる部分でございますが、一層住民の皆様にもより理解をしていただけるような対応が必要かというふうに今認識しているところでございますので、新年度に向けまして十分検討、対応を進めて、住民の皆さんにも周知を図っていただけるような対応策を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今の説明ですと、活動の推進における行政のあり方も含めて少し見直ししながら、PRを含めてという言葉に捉えたのですけれども、基本的にことし1年間の実績を私は指摘しているわけではなくて、これは越年を経て実績がないということ自体の予算措置がどうなのかという部分を私は指摘しているわけですし、確かにPR活動だとかセッションを図るという思いはわかりますけれども、その点の押さえ方、予算措置の仕方という部分の考え方をまとめていただかなければ、この課題解決はならないというふうに思うのですけれども、その点の所見をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今おっしゃるとおり、確かに予算措置の考え方で実際に今の現状でいきますと、計画として概略的と言ったら言葉ちょっと適切ではないかもしれませんが、確か

に抑えた形で予算が組まれているというのは事実かと思います。先ほど安村議員も言われているとおり、このまちづくりの考え方、あり方等も含めて、実際どのぐらいの団体、団体も十分把握した上での予算をつくるということはおっしゃるとおりかと思います。今後において、今回につきましては今安村議員のご指摘を受けまして、そのような考え方をもとに今後とも進めていきたいと思っています。ただ、先ほど言っているとおりで話としてはよくわかりますので、今後ともそれに努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長 4番、織田さん。

○4番織田議員 3回ルールがあるということで、あと1回の質問の枠の中で少しまとめて質問いたします。

67ページの消防の部分で、これは実費弁償ですかね、一番上にある中で、先ほど副村長の説明の中では行方不明者の搜索という話がございました。まず、正式に聞いていないので、その結果、見つかったかどうかという結果と、もう一点は、今後そういう事例は出てくると思うのです。更別には山とか海はございませんけれども、行方不明者の搜索ということが出るかもしれない中において、ある程度のガイドラインというか、決まりというか、こういう場合は出てどうのこうのという決めたものがあるのかないのかだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 長 女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 お答えします。

搜索に関しましては、5月の18日、それと19日の2日間にわたって搜索活動を行っております。それで、出動手当につきましては5出動分、4,800円の5出動分ということで支出をしております。

ガイドライン的なものなのですが、生死に危険を及ぼす可能性があるものに関しましては搜索の対象としておりまして、とかち広域消防事務組合の搜索活動要領の中で原則2日間を限度とするということになっています。ただし、発見の可能性がある場合は延長することができるということで、ことし5月の例の場合は不明から3週間経過しております。それと、手がかりが全くないということで、2日間で搜索に関しては打ち切っております。なお、不明者にあつては、現在も不明のままということです。

以上でございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ページ数72ページになります。幼稚園費の関係で幼稚園管理費の中の説明欄の(3)番、幼稚園運営経費の中の賃金について多少説明を求めたいと思います。

この賃金の中で減額措置をしているということで、その要因は幼稚園の教諭なのか、補助員なのかわかりませんが、退職に伴う減額ということのご提案でございます。募集もある程度図ってきたという実態も踏まえておりますけれども、確かに途中退職されるという理由についてはさまざまな要因があると思うのですが、基本的に今現状の

中で保育士並びに幼稚園の先生方のなり手不足といいますか、そういう課題がある中で、この案件にとどまらず、少し幅広い意味も含めて人材確保も含めてということを考えると、毎年毎年ということではないのですけれども、そういう教諭の不足があるという中で、何らかの対応を図らなければならないと思うのですけれども、気になったのは、基本的に退職されたから当然賃金的には減額せざるを得ないという部分ありますけれども、諸対応についてどう捉えているのかという部分も含めて、単純に賃金を退職されたから減額するのではなくて、どういう捉え方をしながら進めたいのかも含めてご意見いただきたいというふうに思うのですけれども。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 今回の減額につきましては、臨時職員の方1名が8月末でやめられたということで、一身上の都合ということなのですけれども、実態は別な仕事につきたいというようなことで、本人の今後の先の前向きな人生というようなことがあったものですから、やむなくということです。当然この以降欠員ということになってしまっていますから、特に現場の職員に非常にしわ寄せ来ているような形になっていまして、いる職員の中でのやりくりの中でとりあえずはやり過ごしてというような形にはなっているのです。

更別に限らず全国的に、十勝管内もそうなのですけれども、人材不足というか、労働者不足というか、特に専門職である資格者の不足というのが非常に顕著でありまして、特に保育士がなかなか人材が集まらないというのが現実です。それに対してどうなのだということなのですけれども、引き続きいろんな形で人材確保に努めているということにはなるのですけれども、恐らくここ数年来毎年のように人手が不足するという中にあって感じる場所は、どこの施設も人が不足しているというようなことで、なかなか人がこちらに来てもらえないというか、その職場から離れないというようなことも多いのと、あと有資格者はかなりいるというようなことが新聞だとかでもよく報道されてはいるのですけれども、いろんな方々と私方も接触するに当たって、資格持っていても現場の経験がないとなかなか自信がないだとかというようなことで、パートでもいいから来ていただけませんかとか、かなり柔軟な対応をするような形で、例えばフルタイムでは厳しいのであれば、時間でもいいですよとか、週何回でもいいですよとか、いろんな形で何とか対応していきたいなというようなことで行っているのが現状であります。

○議 長 ちょっと休憩します。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○議 長 休憩を解きます。

◎動議の提出

(「議長」の声あり)

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 定例期の補正予算につきましてはボリュームもたくさんありますので、この際3問の質疑については解除していただきたいと思います。

○議長 長 今の動議に対して賛同者ございますか。

(「賛成」の声あり)

○議長 長 ただいま6番、村瀬さんから質疑回数の制限変更についての動議が提出をされました。賛成者がありますので、動議は成立をいたします。

したがって、本動議を直ちに議題として採決をいたします。

お諮りをいたします。議案第26号 平成29年度更別村一般会計補正予算(第11号)の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成29年度更別村一般会計補正予算(第11号)の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

◎日程第2 議案第26号(続行)

○議長 長 質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 今質問させていただいた幼稚園教諭等の対応に対するご回答いただいたわけですが、やはり困難であるとか、そういう部分の対応策に非常に極めて難しいことがあるという回答をいただいたのですけれども、そういう部分は既にわかっていることであって、これからの幼児教育も含めてという中で、そこはきちとした体制づくりをしなければならないという部分、これが一番重要であって、どう確保していくのか。途中退職云々もそれなりの理由はあるのでしょうかけれども、いかに村としてそういう人材を確保していくかという部分が説明の中で僕は欠落しているような感じがしますので、いま一度報酬も含めてきっちと、体制づくりも含めてという部分でご説明いただければというふうに思います。

○議長 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 職員の人材確保につきましては、いろんな形で取り組まなければいけないということで、今具体的にということを持ち合わせているものないのですけれども、圧倒的に人がいない中でお互いの奪い合いの中でどうやって確保するかということです。引き続き確保の方法については検討しなければいけないかなとは思っております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 歳入のほうなのですけれども、13ページの民生使用料、福祉の里総合センター給食部門利用料の減額補正と、あわせて歳出のほうの45ページの賄材料費の相関関係も含めてなのですが、当初人員については90万ほど増額しながらも、実態の給食業務としてはかなり減額してございます。そこで、恐らくこれは食数の単純な減額だと思いますから、食数もあわせて説明していただきたいのですけれども、材料費との関係、原材料はどのぐらいで1食やっているのかというようなことも含めていけば、大体率的には同じような減額になるのかなと思うのですけれども、賄材料費の減額が少ないのではないかとちょっと思いがあるものですから、その辺もう少し詳しく説明してください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 歳入の食数ですけれども、当初診療所の入院患者分で7,560食見ておりましたけれども、実質見込み5,245食、支援ハウスの方は1万6,700食見ておりましたけれども、実質は1万5,100食程度になる見込みということで、その分で歳入は落ち込んでおります。ただ、そのほか歳出の賄材料費の落ち幅が歳入に比して少ないのではないかとということですけれども、材料費に関しましては1食当たり約300円という形になっておりまして、買っている分で見込み分がありまして、その分で執行残を調べたところこの歳出の減額ということとなっております。相関関係ほぼ100%になればいいのですけれども、実際には510円に対しての300円、1食当たりの食材費が300円ということですので、差が出てくるといふふうになると思います。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 歳出の62ページお願いいたします。道路維持費の中の説明でいきますと草刈り業務なのですけれども、当初予算で多面的機能推進のほうでできなくなったということで、当初予算たしか前年対比ふやしてここ予算化していると思います。ところが、このたび同等の額が減額しているのは多面的機能推進のほうでできるようになったからだという説明だったと思いますが、そもそも協働でこの作業ができるのでないかという出発から始まってございます。それがたまたま多面的機能というものが導入されて、できるものはここでやると補助金等々が当たるのでということも含めてやった経過が、私はそういう記憶をしているのです。そこで、多面的機能でやる、やらないということよりも、協働という考え方の質問をしたいのですが、そもそも協働でできるものはやりましょうという一つのメニューとして草刈り業務がございました。ここを今後どう進めていくのかということも含めて、多面的でできなかったら全部公費でやるのかということになろうかと思うのですけれども、その辺について見解をまずお聞きしたいと思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 ご質問の件でございますけれども、当初予算編成時ということで、農村部の幹線部分の舗装ということになりますけれども、多面的機能支払交付金事業ということでできないと。これは、作業機械が許可の関係でちょっと難しいということがございま

して、当初は見送らせていただいた関係ということでもあります。また、協働に関してもメニューございますけれども、行政区からの申請もないということで、村で行うということになったということで予算計上してございます。その後多面的のほうで作業機械の調整というのがついたということで、その分を結果的にはもとに戻るという形でしたことから今回の減額補正ということでございますので、協働でどうだろうということもありますが、それにかわる部分として多面的が今機能しておりますので、やっている間についてはこちらのほうでしていただけないかということで取り組んでいるところでございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今共生社会だとか協働社会とかという中で、これも何年か前にさかのぼりますと、そういう時代が来るぞということで、かなり庁内ではその論議がされたところでございます。そして、いろんなメニューを各課から吸い上げてきて、一つ一つやっていただけるものはやっていきたいという、当時の職員たちの努力もあったと思いますが、進めた経過がございます。今のような短絡的な物の考え方をしていくと、全てが公共でやらなければならないということにまた戻ってくるような私は気がしてならないものですから、ここで質問しているわけなのですけども、協働でできないというところの考え方は、この草刈り業務は協働では無理だということなののでしょうか、まず1点目。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 多面的機能交付金事業の関係の草刈りができるか、できないかというお話なのでですけども……

(「違います」の声あり)

○産業課長 申しわけありません。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 単純に協働でできるものとして捉えたときに、草刈り業務ができるか、できないかということです。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 農村部の方が草刈りする場合は、詳しい話しするとトラクターにつけてやらなければいけないとなるのです。それは、道路でいくと逆方向に走るということになります。それは公安委員会で禁止されているということです。実際はできませんので、農村部での草刈りは不可能という結果が出ましたので、これはうちで言う除雪車でなければ無理だという結論が出ましたので、その調整がついたことから今回の状態というふうになってございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 機械借り上げではできないということですよ。

○建設水道課長 そうです。

○6番村瀬議員 ただ、手鎌刈りではできるかもしれませんよね。ですから、いろんな考え方なのです。要するに協働を進めていくときには、何ができるかということをもまず一回

メニューの洗い出しをする。その方法については、無理なこともあるでしょうし、今言ったように機械を使わなければならないこともあるだろうし、そんな中で整理をしていって、できないということがあるかと思うのですけれども、今の答えは十分理解できたのですけれども、一つのことにこだわらなくて、協働という視点でもう少し精査していただきたいなということがございますけれども、これは質問ではないので、お答えは要りませんけれども、済みません。

65ページお願いいたします。民間住宅整備費の補正ですが、民間住宅建設促進事業1,506万7,000円の減額ですが、これ当初予算2,300万として、私もどこぐらいまで進むかなという期待も持ってございました。安村議員と重なるのですが、当初の予算づけの考え方とここまでできなかったということは、執行上本来問題にしなければならない課題だと私は思っております。それについてもしお考えあったら、教えてください。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 この質問にお答えいたします。

民間住宅建設促進事業では、想定される最大数で予算計上を行っているというのが今の現状でございます。その結果として、今回は8戸ということで減ということになっているということでございました。本事業は一応時限立法事業ということでございまして、31年度までは現制度でいきます。その後については検討をしていかなければ、今の話もありますので、新たに方法も決めなければいけないというような状況でありますので、今後それに向けて検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長 長 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 先ほどに引き続きまして再質問させていただきます。

この整備事業の考え方ですけれども、時限立法ですので、期限がございます。それは時々考え方によって制度化されたり、または廃止するかと思いますが、初めにできたときの思想というのですか、考え方があったと思うのです。それに基づいた予算化される。これで一つの苦労があると思いますが、まさに大変なところはそれをどう執行していくかということだと思います。今そこを問いているところなのですが、今後に向けて期待していますが、ただ時限立法ということでの期限についての考え方で、当然見直しもあろうかと思いますが、その時点で立ちどまり、精査するという考え方はございますでしょうか。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今の村瀬議員の意見も当然ございますので、その時点ではその精査も含

めて検討したいと考えております。

○議長 長 それでは、先ほど保留となっておりました太田議員の質疑の中でインフルエンザの予防接種、12歳以下の人数に対する答弁を安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 済みません。先ほど28年度の予防接種、12歳以下は421名ということで、今年度371名ということで今年度は50名ほど減っておりますが、要因としてはやはり10月から12月の末までインフルエンザのワクチンの入荷のおくれがありまして、接種者を最初のうちは制限しなければいけなかったというということでこの数になっていると思います。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。

太田議員、よろしいですか。

○2番太田議員 はい。

○議長 長 この件は終了させていただきます。

次、ほかに質疑を受けます。

7番、本多さん。

○7番本多議員 53ページなのですが、健康増進事業ということで減額405万8,000円ということでかなりの大きな数字だというふうに思うのですが、当初何人程度を見込んでおられたのか、そして何人ぐらいだったのかということとこの要因です。どういうふうに捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 健康増進事業ですが、当初人間ドックは330名見ていたところ290名、総合健診が基本検査443名のところ410名、あとがん検診が40名のところが15名というふうに各検診ともオプション検診も含めてかなりの数が落ちております。この要因として考えられるのは、雪の影響が考えられます。農作業のビートの収穫作業の前に雪が降ってしまったので、40から65歳の働き盛りの人たちの検診の受診率が落ちたということでこのような結果になっていると思います。

以上です。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 この事業は、医療費を抑える本当に大事な事業だというふうに思いますので、今後受診者が減らないような方策をきちっととっていただけて続けていただきたいなというふうに思うのです。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 国民健康保険運営協議会の委員さんからもそういうような意見をいただいております。受診時期も10月末から11月というのは農家さん忙しいということもありまして、厚生連のほうと日程について、30年度はもう決まっていて無理なのですが、31年度に向けてそういう話し合いをして受診率の向上につなげていきたいと思っています。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ページ数27ページの一般管理費の中の説明の中の（4）番、総務管理一般事務経費の中の8番、報償費並びに12番、役務費の通信運搬費についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。これは採納品でございますので、多分納税といいますか、寄附をしていただいた方への謝礼なりなんなりという形の返礼も含めてということでございますけれども、今回、ちょっと蛇足になりますけれども、4月1日からそれらの規定も積み立ても変えてということでございますけれども、これらの諸経費について今後も含めて一般管理事務費から支出するのか、それらの部分を内部で精査していくのか、ちょっと確認だけさせてください。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 寄附金に関する必要経費ということだと思うのですが、29年度予算は総務管理一般事務経費で予算を計上しておりますが、新年度からは寄附金に係る事業として新たに1つ事業を設けて予算を計上しております。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ありがとうございます。

次の質問をさせていただきます。ページ数43ページでございます。ちょっと前段の部分があるのですが、社会福祉総務費の説明欄の障害者地域生活支援事業の中の19番、負担金補助及び交付金の中の成年後見人の報酬等の助成について確認をさせてください。平成29年につきましては、成年後見人等の報酬についての助成金を予算化してということでございますけれども、残念ながら実績がないという形で、全額減額するという形でございまして、ちょっと先走った言い方をしてしまうのですが、今般の第7期ですか、障害者も含めた形の中で成年後見人のあり方について十分配慮し、今後の対策も講じなければならないという昨日の説明の中で、成年後見人に対する必要性も含めて29年度の実績がゼロになるということの要因、村の考え方の成年後見人の押さえ方と今後のあり方について多少ご説明いただければというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 成年後見制度というのは、皆様もご存じのとおり、自分で財産等の管理ができないということについて後見人を選定し、その財産の管理等を行っていくという形の制度になっております。それで、この面についてはこれから、昨日も話しましたがけれども、認知症の人たちで近くに家族等がない場合とか、そういうことが考えられます。そのためにはこの事業を展開していかなければならないというふうには考えておりますけれども、たまたま昨年度はそういう方たちの申し出がなかったということでゼロですが、今年度も社会福祉協議会のほうに地域ふれあいセンターを設置しまして、専門の嘱託職員を置いて、それとその方たちによる市民後見人のフォローアップ事業等も行なってPRと利用に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 再度確認をさせてください。今成年後見人のあり方論について説明ありまして、ことしの実績を私は問題にしているというよりも、どういうふうな捉え方をしているのかというご回答をいただきましたかった部分があるのですけれども、成年後見人のあり方論、これからの必要性については、それは30年以降の課題整理にさせていただいて、村が成年後見人、今でも高齢者、認知症の方がいらっしゃる中で、予算措置をそれなりの計画があつてしたと思うのです。この事実、利用者がいないということの課題整理を村としてどのようにしているのかという部分の確認をまずしたかったのです。それは、成年後見人の云々の具体的施策については30年度以降の部分の計画も含めて、総合福祉も含めて進めると、それはそれで論議になりますけれども、ただことしの29年度における対応策の中でどのような村のアクションがあつて、どのような形で必要性があつて予算措置をして、実績がないという形になったのか。その点もう少しかみ砕いた形でご説明いただければというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 村のほうとしては、成年後見人等の報酬費用の助成に対して要綱を作成いたしまして、こういう予算化をしたわけでございます。これは、国、道の補助事業でございすけれども、今現在先ほど言った認知症等の関係でその事業に取り組んでいかなければならないということでその要綱を作成しております。それで、社会福祉協議会のほうと話し合つて、法人後見、社会福祉協議会自体が後見となる法人後見と市民後見といつて一般住民が後見人となるような事業をこれから展開していくということで29年度から取り組んでまいりましたが、認知症を患い、近くに身内等がいないというような相談が実際はなかったわけなのですけれども、これからはそういう形も出てくるだろうということで、この事業を進めていくということで昨年度当初予算として計上させていただいた次第でございます。

それで、実際になかったということに関しましては、こちらのPR不足もあるでしょうし、実際そういうような形で今現在認知症の方たちを見ると、近くに必ず人がいる、近隣に財産管理できるようなご家族がいるということも散見されますので、それ以外の方たちのフォローアップはこれからしていかなければならないと思います。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今の説明をいただいた中で、認知症の部分の要望者というか、相談要望者がまずいなかったということと、村としてPR不足も否めない事実だということの説明をいただきましたけれども、重要なのは、成年後見人の必要性があつて予算措置しているわけですから、その点が結果論としてだけでなく、結果論として利用者がいなかった、あるいはPR不足だったという形の中で押さえるのではなくて、それは社会福祉協議会に

委託をしている部分があつてのコンタクトの悪さも事実あるかもしれない。実態の中でそれも含めてあるかもしれない。そういうものを真摯にかみ砕いて検証して計画立案していただかないと、これ大事なことですよ、僕に言わせれば。来年度以降きちっとした形で、立法化ではないですけども、きちっとその整備を図るという提言をしているわけですから、それに向けて前段で利用者がいない、PR不足だと、そういう部分では押さえられない部分になってきますので、その点の認識をしっかり持っていただきたいということで、何かそれに対するご説明があればよろしいですけども、私は一応要望としてそれだけは申し上げておきたいというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 安村議員の要望というか、ご指摘のとおり、これから事業の適正な執行と住民への周知、それと適正な執行についてさらに検討を加えて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのお話あったのですけれども、率直に反省をしております。成年後見人制度の部分のところについては、村が取り組みがおくれているところがありました。その辺の部分、しっかり計画も立てているわけですけども、今ご指摘のあった点含めて、結果そういう方がいらっしやらなかったということで、PR不足ということではなくて、現状把握とそういう要望、必要とされている方もおられると思いますので、今課長が言ったように、計画立案あるいは実施についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

(「議長、発言よろしいですか」の声あり)

○議 長 西山村長。

○村 長 私のほうから、織田議員さんが最初にありました村有地の売買の件に関して理事者としての見解といたしますか、私としての見解を求められているというふうに私は思いましたので、ここで補足説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議 長 はい。

○村 長 織田議員さんご指摘ありましたとおり、村有地の売り払いあるいは売買につきましては、規定の金額あるいは平米に関して議会の議決によらなくてもということもあるのですけれども、私自身としては今回の件に関しても全員協議会あるいは行政懇談会、あるいは住民の方からもたくさんの意見をいただいております。村有地の部分は、やはりこれは村民の財産でありますから、慎重に、かつ透明性を持ってこれについてはわかりや

すぐご説明をしながら、しっかりとやってまいりたいというふうに思います。決して議会を軽視したり、そういうことではなくて、たとえそういうことにならなくてもしっかりとやっていきたいというふうに思っていますので、どうかひとつご理解のほうをよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第3 議案第27号

○議 長 次に、日程第3、議案第27号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第27号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ586万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,240万9,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ561万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億206万8,000円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。11ページをお開きください。事業勘定の歳出であります。款1総務費で17万9,000円を減額し、補正後予算額を3,282万2,000円とするものであります。

項2徴税费、目1賦課徴収費で11万4,000円の減額であります。説明欄（1）、賦課徴収事務経費、節19負担金補助及び交付金で十勝市町村税滞納整理機構負担金で11万4,000円を減額するものであります。負担金金額の確定に伴う執行残であります。

項3運営協議会費、目1運営協議会費で6万5,000円の減額であります。説明欄（1）、国保運営協議会運営経費、節1報酬、国民健康保険運営協議会委員報酬で6万5,000円の減、

委員報酬、費用弁償の減額による執行残であります。

続きまして、款 2 保険給付費を472万1,000円増額し、補正後予算額を 2 億8,929万円とするものであります。

項 1 療養諸費で577万8,000円の増額、目 1 一般被保険者療養給付費で981万3,000円の増額であります。説明欄（１）、一般被保険者療養給付費、節19負担金補助及び交付金の一般被保険者療養給付費で981万3,000円の増であります。医療費などの支給見込みにより増額するものであります。

続きまして、目 2 退職被保険者等療養給付費で403万5,000円の減額であります。説明欄（１）、退職被保険者等療養給付費、節19負担金補助及び交付金、退職被保険者等療養給付費で403万5,000円の減額であり、支給実績見込みの減によるものであります。

続きまして、項 2 高額療養費、目 2 退職被保険者等高額療養費で105万7,000円の減額であります。説明欄（１）、退職被保険者等高額療養費、節19負担金補助及び交付金、退職被保険者等高額療養費で105万7,000円の減、支給実績見込みによる減であります。

続きまして、款 7 共同事業拠出金を1,098万4,000円減額し、補正後予算額を 1 億5,153万5,000円とするものであります。

項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同事業拠出金で401万1,000円の減額であります。説明欄（１）、高額医療費共同事業拠出金、節19負担金補助及び交付金、医療費拠出金で401万1,000円の減額は、全道での拠出対象割合が下がったことによる減であります。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金、節19負担金補助及び交付金、13ページにまいります。医療費拠出金で697万3,000円の減額であり、全道でこれも拠出対象割合が下がったことによる減額であります。

款 8 保健事業費を73万6,000円減額し、補正後予算額を408万1,000円とするものであります。

項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費で64万7,000円の減額であります。説明欄（１）、特定健診・特定保健指導事業、節13委託料、特定健康診査委託料で64万7,000円の減額であり、特定健診の総合健診、さらには人間ドックの委託料の実績見込みによるものであります。

項 2 保健事業費、目 2 疾病予防費で 8 万9,000円の減額であります。説明欄（１）、疾病予防事業、節19負担金補助及び交付金、特別会計負担金のインフルエンザ予防接種負担金で 4 万8,000円の減額であります。肺炎球菌予防接種負担金で 4 万1,000円の減額であり、いずれも実績人数の減少による減額となっております。

続きまして、款10諸支出金を130万9,000円増額し、補正後予算額を3,463万5,000円とするものであります。

項 2 拠出金、目 1 直営診療施設勘定繰出金で130万9,000円の増額であります。説明欄（１）、直営診療施設勘定繰出金、節28繰出金、14ページにまいります。へき地診療所分で130万9,000円の増額であります。調整交付金のへき地診療所分増により繰出金を増額するもので

あります。

続いて、歳入の説明にまいります。８ページをお開きください。款２国庫支出金を249万3,000円減額し、補正後予算額を１億6,785万2,000円とするものであります。

項１国庫負担金は464万円の減額、目１療養給付費等負担金で350万5,000円の減額で、療養給付費、一般医療費の減に伴う減額であります。

目２高額医療費共同事業負担金は108万5,000円の減で、高額医療費実績の減に伴う減額であります。

目３特定健康診査等負担金は５万円の減額であります。受診者数の減によるものであります。

続きまして、項２国庫負担金で214万7,000円の増額であります。

目１財政調整交付金で214万7,000円の増であります。主にへき地診療所分、広域化に伴うクラウド導入経費の増加によるものであります。

款３療養給付費等交付金を608万2,000円減額し、補正後予算額を1,000円とするものであります。

項１療養給付費等交付金、目１療養給付費等交付金で608万2,000円の減額でありまして、退職医療費の減によるものであります。

款５道支出金は518万円を減額し、補正後予算額を3,433万2,000円とするものであります。

続いて、９ページにまいります。項１道負担金で113万5,000円の減額、目１高額医療費共同事業負担金で108万5,000円の減額で、高額医療費実績による減額であります。

目２特定健康診査等負担金は５万円の減額でありまして、受診者数による減額であります。

項２道補助金、目１道財政調整交付金で404万5,000円の減額であります。節１道財政調整交付金で404万5,000円の減、申請額の精査による減額であります。普通調整交付金で611万5,000円の減額、特別調整交付金で207万円の増額、同じく申請額の精査、特定健診受診率等による増額となっております。

款６にまいります。共同事業交付金は905万8,000円を増額し、補正後予算額１億6,355万4,000円とするものであります。

項１共同事業交付金、目１高額医療費共同事業交付金で564万4,000円の増額、高額医療の増に伴うものであります。

目２保険財政共同安定化事業交付金で341万4,000円の増額であります。対象医療の増加に伴う増額となっております。

続いて、款８繰入金は103万7,000円を減額し、補正後予算額を8,766万円とするものであります。

項１他会計繰入金、10ページにまいりまして、目１一般会計繰入金で103万7,000円の減額であります。節３財政安定化支援事業繰入金、財政安定化支援事業分で66万円の増額であります。実績額、調整交付金による増額であります。節４その他一般会計繰入金、事務

費対象分で96万1,000円の減額であります。これは、実績額による減額であります。福祉医療無料化波及分で23万1,000円の減額、重度身障者医療費高額収入の増による減額であります。特定健康診査等事業分で50万5,000円の減額であります。特定健診事業の実績による減額となっております。

款10諸収入は13万5,000円を減額し、補正後予算額を37万8,000円とするものであります。

項2雑入、目1雑入で13万5,000円の減額であります。これは、特定健診受診料実績額の減少による減額となっております。

続きまして、診療施設勘定にまいります。21ページをお開きください。診療施設勘定の歳出からご説明申し上げます。款1総務費は172万9,000円を減額し、補正後予算額を2億4,268万円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費で172万9,000円の減額であります。説明欄(1)、診療施設維持管理経費で31万7,000円の増であります。節11需用費、国保診療所光熱水費で燃料単価アップにより32万3,000円の増額となっております。国保診療所修繕費で14万円の増、これは機械室換気扇交換による増額であります。節12役務費で3万9,000円の減で、国保診療所災害保険料で1万8,000円の減、これも実績による減額であります。施設機器点検料で2万1,000円の減、執行残の整理、見積もり合わせによる減額であります。節13委託料、清掃業務委託料、国保診療所清掃業務委託料で3万1,000円の減、執行残による減額であります。節18備品購入費、施設管理用備品購入費で7万6,000円の減額、執行残によるものであります。(2)、総務管理経費で59万3,000円の減額であります。節3職員手当等、一般職で63万3,000円の減額、節4共済費、一般職員共済組合負担金で4万円の増額であります。いずれも支出見込み額による増減となっております。(3)、総務一般事務経費で125万3,000円の減額であります。節4共済費で6万5,000円の減額、臨時職員社会保険料で5万8,000円の減額、22ページにまいります、労働保険料で7,000円の減額です。節7賃金、看護補助業務賃金を60万3,000円減額するものであります。いずれも11月で看護補助員が退職したことによるものであります。節10交際費、村長交際費で5万円の減額、実績と今後の見込みによる減額であります。節12役務費、クリーニング料で24万9,000円の減額、執行残、見込みの整理によるものであります。節13委託料で17万6,000円の減、検査・診断等委託料、放射線被爆検査委託料で2万円の減額、医療業務委託料で15万6,000円の減額で、実績と見込みによるものであります。節14使用料及び賃借料で11万の減額、使用料、複写機使用料で9万6,000円の減、実績見込み、契約変更による単価の減額によるものであります。借上料としてタクシー借上料で1万4,000円の減、執行残による減額となっております。(4)、準職員賃金等で20万円の減額、節4共済費、準職員共済組合負担金で1万2,000円の減額であります。節7賃金、医療事務職員賃金で18万8,000円の減額であります。いずれも支出見込みによる減額であります。

目2車両管理費につきましては、財源振替をするものであります。

23ページにまいります。款2医業費は388万1,000円を減額し、補正後予算額を3,092万

5,000円とするものであります。

項1 医業費で280万円を減額するものであります。

目1 医療用消耗器材費を財源振替、目2 医薬品衛生材料費で285万円を減額、説明欄(1)、医薬品購入経費、節11需用費、医療用薬品費で285万円の減額であります。支出見込みによる減であります。

目3 医療管理費で13万7,000円の増額であります。説明欄(1)、医療管理事業経費で100万円の増額、節13委託料、検査委託料で100万円の増額、支出見込み増によるものであります。(2)、医療機器借上経費、節14使用料及び賃借料、医療機械借上料で86万3,000円の減額、在宅酸素などの実施患者が見込みよりも少なかったことによるものであります。

目4 寝具費で7万4,000円の減額、説明欄(1)、入院資材等借上経費、使用料及び賃借料、寝具借上料で実績見込みによる7万4,000円の減額であります。

目5 医療用機械器具費で1万3,000円の減額、説明欄(1)、医療機器等整備事業、節18備品購入費、そして24ページにまいりまして、医療用備品購入費で1万3,000円の減額であります。執行残によるものであります。

24ページ、項2 給食費、目1 給食費で108万1,000円の減額であります。説明欄(1)、給食事業費、節13委託料、給食業務委託料で実績により108万1,000円の減額であります。これは、入院患者分の給食利用料の減額によるものであります。

続いて、歳入を説明申し上げます。款1 診療収入で278万1,000円を減額し、補正後予算額を1億5,917万9,000円とするものであります。

項1 入院収入で299万6,000円の減額、目1 国民健康保険診療報酬収入で67万5,000円の増額、目2 社会保険診療報酬収入で23万8,000円の増額、目3 後期高齢者診療報酬収入で202万9,000円の減額、目4 一部負担金収入で183万1,000円の減額、目5 その他の診療報酬収入で4万9,000円の減額で、いずれも収入実績と今後の見込みによる増減となっております。

次に、項2 外来収入であります。306万8,000円を増額するものであります。

目1 国民健康保険診療報酬収入で77万7,000円の減額、目2 の社会保険診療報酬収入で17万5,000円の増額、目3 後期高齢者診療報酬収入で275万7,000円の増額、目4 介護報酬収入で21万1,000円の増額、目5 一部負担金収入、説明欄、一部負担金窓口収納分で30万7,000円の増額であります。19ページにまいりまして、介護保険一部負担金窓口収納分で10万5,000円の増額であります。

目6 その他の診療報酬収入で29万円の増額となり、いずれも実績と今後の見込みであります。

項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入で285万3,000円の減額で、各種予防接種診断料で311万6,000円の減、肺炎球菌とインフルエンザ予防接種件数の減による減額であります。住民検診料で26万3,000円の増額、高齢者検診における実績によるものであります。

続きまして、款2 使用料及び手数料で27万5,000円を増額し、補正後予算額を180万1,000円とするものであります。

項1 使用料、目1 使用料で7万4,000円の増額で、説明欄であります、訪問診療等に伴う自動車使用料の増額、実績と今後の見込みによるものであります。

項2 手数料、目2 文書料で20万1,000円の増、各種診断書料の増額見込みと実績によるものであります。

続きまして、款4 繰入金を75万7,000円増額し、補正後予算額を1億3,955万9,000円とするものであります。

項1 他会計繰入金、20ページにまいりまして、目1 一般会計繰入金で55万2,000円の減、説明欄、一般病床分で13万2,000円の増、救急病床分で56万5,000円の減、運営補てん分で11万9,000円の減であり、いずれも財源調整による繰入金の増減であります。

項2 事業勘定繰入金、目1 事業勘定繰入金で130万9,000円の増額であります。節1 事業勘定繰入金のへき地診療所分の増に伴い、特別調整交付金が増額されたことによるものであります。

続いて、款6 諸収入を16万1,000円減額し、補正後の予算額を94万2,000円とするものであります。

項1 雑入、目1 雑入で16万1,000円の減額、節1 現年分の自費衛生材料等収入では12万円の減で、実績と今後の見込みによる減額であります。看護補助員等雇用保険料納付金で4万1,000円の減、11月で看護補助員が1名退職したことに伴い、納付率の見直しを行ったことによるものであります。

続いて、款7 村債で370万を減額し、補正後予算額をゼロ円にするものであります。

項1 村債、目1 過疎対策事業債、説明欄、医療機器等整備事業で370万円の減額であります。12月の補正で自動血球計数C R P測定装置購入の財源として計上しておりましたけれども、備品購入費における過疎債の借り入れ条件として5年以上の耐用年数が必要とされていすけれども、起債協議におきまして本備品の耐用年数が4年と判断されたため、起債対象外となったことから、一般財源より購入したものであります。

続きまして、第2表の地方債の補正についてご説明いたします。5ページをお開きください。起債の目的、過疎対策事業債ですが、限度額370万円から補正後ゼロ円とするものであります。

以上、前後して大変申しわけないところがありましたが、ご提案申し上げ、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 24ページの給食費の関係、説明欄にもそのとおり給食業務委託料という形でございますけれども、説明の中で入院患者数の減少ということで、直接的に給食センターの配食委託料とのかかわりもあるかもしれませんけれども、現状入院病棟の病室が多分やっていない。9つや10室ぐらいあると思うのですけれども、その中でどれだけの稼働

率があつて、実質的には入院患者がいらないと言われてしまえばそれまでなのですが、対応策の中で医師もそれなりに4名体制で実施している中で、入院患者数が今現状の中で多分四、五名なり、恒常的に入っている方も3名、4名いらっしゃいますので、そういう面を含めて入院病棟のあり方論について、どれだけの稼働率があつて、今後どのような形の対応の中で進めるかということが、単純に減額処理をしたということではなくて、今後重要な課題になってくると思いますので、その点の現況と対策について少しご説明いただければというふうに思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 給食事業の関係ですが、ただいまの入院患者数は本日現在5名でございます。看護補助員が11月末でやめて、その後鋭意募集に努めているところでございますが、なかなか後任を見つけることができずに現在まで至っております。その間いろいろ募集のチラシといたしますか、広告の内容を見直して、募集の方法や何か工夫してきているところですが、今のところまだ見つからないというところでございます。その中で入院患者につきましては、看護補助員さんがまた3月末で1名退職するということで、看護補助員さんの人数等を考慮したときに、安全に入院患者を看護することができることが大前提でございますので、その中で現在長期の入院患者を中心に5名ということになっております。現在のところは、何人までというところはないのですが、入院患者さんに対して看護師、補助員がどういったところまでなら看護できるのかという、患者さんの状態によって入院のほうを制限といたしますか、できなくなっている部分もでございます。今後については、なるべく早期に補充に努めまして、この後できるだけ多くのといたしますか、患者の受け入れ、増収になるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ご回答ありがとうございます。看護補助員さんが前提でないと、なかなかその部分の対応もできないという実態を今説明していただきました。それはそれとして、看護補助員がいなければ、確かに2名も退職されてということで大変厳しい状況は十分理解できますけれども、来年以降も含めて、せっかく入院病床を国保として持っているわけですから、そういう部分の入院できる体制づくりはやはり必要だというふうに感じていますし、またそうあるべきだというふうに感じておりますので、その点ご回答どうのこうのは別にして、十分それらの配慮をしながら、看護補助員も含めて、医師もいるわけですから、十分入院患者を診れるぐらいのお医者様いらっしゃるわけですから、その点地元治療も含めて十分機能できるような形で進めていただきたいということで、これは要望も含めてお願いというふうにしたいと思います。何かそれに対して意見があるようでしたら、また回答していただければというふうには思いますけれども。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 回答というわけではないのですが、月に1回、診療所の運営会議

ということで、ナース、医師、そして事務のほうで状況等を打ち合わせ、今後どういうふうにしていくかということを協議しているところでございます。その中で、今後入院患者、外来も含めまして、今のスタッフでどれぐらいの人数の入院患者であれば、どういう状態の方でどれぐらいの人数であればどれぐらいの収益になるのかということも十分検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 国民健康保険事業勘定のほうなのですけれども、8ページの療養給付費等交付金のことでありますけれども、先ほどの説明の中でちょっと聞き漏らしたのかなということで、質問させていただきたいなと思います。

療養給付費等交付金を今回1,000円を残して減額されたということで、何か制度改正によるものなのか、それともどういうことでこういうふうになったのかという、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 退職者医療に関する療養給付費の交付金だというふうに思いますけれども、年度当初対象者は15名おりました。それが年度途中で社会保険に入ることによって、今現在の対象者は2名ということで、医療費の額が非常に、歳出のほうの退職者医療を見てもらってもわかるようにかなりの額が落ちております。それで、退職者医療の分と本人たちの国保税の分がありまして、必要額ということで療養給付費の交付金のほうが落ちたという形になっております。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定をしました。

この際、2時30分まで休憩といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案第28号

○議長 日程第4、議案第28号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第28号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,390万2,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費を13万8,000円減額し、補正後の予算額を53万6,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費で6万4,000円の減であります。説明欄（1）、総務一般事務経費、節9旅費で4万5,000円の減、執行残によるものであります。節11需用費、消耗品費で1万9,000円の減、これも執行残による減額であります。

項2徴収費で7万4,000円の減額、目1賦課徴収費で6万円の減、説明欄（1）、賦課徴収事務経費、節9旅費で6万円の減額であり、いずれも執行見込みがないことから減額するものであります。

目2滞納処分費は1万4,000円の減額で、説明欄（1）、滞納処分事務経費で節9旅費、普通旅費で8,000円、節11需用費で6,000円の減額、消耗品費で3,000円の減、印刷製本費で3,000円の減額であり、いずれも執行残により減額するものであります。

7ページをお開きください。款2後期高齢者医療広域連合納付金を3万円増額し、補正後の予算額を5,261万6,000円とするものであります。

項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金で3万円の増額であります。説明欄（1）、後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金、後期高齢者医療広域連合納付金で3万円の増額であります。保険料の増によるものであります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料を3万円増額し、補正後の予算額を4,040万8,000円とするものであります。

項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料で2万7,000円を減額、目2普通徴収保険料で5万7,000円を増額するものであります。いずれも保険料の額の確定による増減となっております。

款2繰入金で13万8,000円を減額し、補正後の予算額を1,313万3,000円とするものであり

ます。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節2 その他一般会計繰入金で13万8,000円を減額するものです。説明欄、事務費対象分で13万8,000円の減額で、広域連合及び本村後期特別会計事務費の減少によるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 議案第29号

○議 長 次に、日程第5、議案第29号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第29号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,130万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,515万9,000円とするものであります。サービス事業勘定につきましては、歳出の補正のみを行っておりまして、予算額の増減はありませんので、補正内容のみご説明申し上げたいというふうに思います。

それでは、事業勘定の歳出から説明申し上げます。10ページをお開きください。事業勘定の歳出であります。款1の総務費におきまして23万4,000円を増額し、補正後予算額を662万2,000円とするものであります。

項1 総務管理費、目1 一般管理費で14万5,000円の減であります。説明欄(1)、総務一

般事務経費、節9旅費、普通旅費で2万9,000の減で、支払い見込みによる減額であります。節12役務費、通信運搬費、郵便料で11万6,000円を減額、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査対象者の減によるものであります。

項3介護認定審査会費は8万9,000円の減額であります。

目1認定調査費で14万円の減、説明欄(1)、認定調査等経費において節12役務費の主治医意見書取扱手数料で6万2,000円を増額、これは依頼件数の増によるものであります。節13委託料、訪問調査委託料で20万2,000円を減額、これは委託件数の減による訪問調査委託料の減額によるものであります。

目2認定審査会共同設置負担金につきましては5万1,000円を増額するものであります。説明欄(1)、認定審査会共同設置負担金、節19負担金補助及び交付金、南十勝介護認定審査会負担金で5万1,000円の増であります。人件費増に伴う平成28年度負担金精算額の増によるものであります。

続いて、11ページにまいります。款2保険給付費は1,958万5,000円を減額し、補正後予算額を2億7,177万3,000円とするものであります。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は1,867万7,000円の減額であります。説明欄(1)、介護サービス等諸費で1,867万7,000円の減、節12役務費、審査支払手数料で7万3,000円の減、これは審査件数の減による審査支払手数料の減額であります。節19負担金補助及び交付金で1,860万4,000円の減額であります。給付費の法定居宅サービス給付費で40万7,000円の減、これは訪問介護、訪問入浴介護、通所介護の利用回数の減によるものであります。居宅介護支援給付費は20万8,000円の増で、ケアプラン作成対象者の増加によるものであります。法定施設サービス給付費564万2,000円の減額は、老健入所見込みの減によるものでありまして、福祉用具購入給付費は8万2,000円の減額であり、福祉用具購入件数の減であります。地域密着型居宅介護サービス給付費の1,678万1,000円の減額は、コムニの里さらべつの小規模多機能居宅介護サービスの要介護以上の利用者の減少によるものであります。地域密着型施設介護サービス給付費は410万円の増額で、入所者の介護度の変更によるものであります。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は57万円の増額であります。説明欄(1)、介護予防サービス等事業で57万円の増、節19負担金補助及び交付金の給付費で、地域密着型介護予防サービス給付費は57万9,000円の増でサービス利用者の増によるものであります。介護予防福祉用具購入給付費で9万6,000円の減、介護予防住宅改修給付費で30万1,000円の増、介護予防サービス計画給付費で21万4,000円の減額となっております。いずれも利用者実績の増減によるものであります。

続いて、12ページにまいりまして、項5特定入所者介護サービス等費であります。目1特定入所者介護サービス費で147万8,000円の減額、説明欄(1)、特定入所者介護サービス事業、節19負担金補助及び交付金、特定入所者介護サービス費で147万8,000円の減額であります。これは、負担区分の変更に伴う食費、居住費の支給者の減によるものであります。

続きまして、款 3 地域支援事業費は148万4,000円を減額し、補正後予算額を4,130万円とするものであります。

項 1 介護予防・日常生活支援総合事業費で118万2,000円の減額であります。

目 1 介護予防・生活支援サービス事業費で101万円の減、説明欄にいきまして、(1)、介護予防・生活支援サービス事業、節12役務費、審査支払手数料で3万9,000円の減額、これは審査件数の減によるものであります。節19負担金補助及び交付金で97万1,000円の減額であります。内訳は、給付費の介護予防生活支援サービス事業費で73万8,000円の増、給付実績による事業費の増額によるものであります。介護予防ケアマネジメント事業費で170万9,000円の減、これも実績による事業費の減額によるものであります。

続いて、目 2 一般介護予防事業費で17万2,000円の減額であります。説明欄 (1)、一般介護予防事業、節 7 賃金、看護師賃金で7万円の減、介護予防教室、まる元ですけれども、看護師賃金の執行残であります。節 8 報償費、各種講師謝礼で6万円の減、介護予防教室、マシントレーニング講座の執行残によるものであります。節13委託料、利用者送迎委託料で4万2,000円の減、送迎利用者の減少によるものであります。

続いて、13ページにまいります。項 2 包括的支援事業・任意事業費は30万2,000円の減額であります。

目 1 総合相談事業費につきましては、財源振替をするものであります。

目 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で29万5,000円の増額であります。説明欄 (1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、節19負担金補助及び交付金、社会福祉協議会負担金で20万円の増額、社会福祉協議会執行職員人件費分であります。負担分であります。(2)、準職員賃金等で1万8,000円の減額であります。節 4 共済費、準職員共済組合負担金で2万9,000円の減額、節 7 賃金、準職員賃金、社会福祉事務補助員賃金で1万1,000円の減であります、いずれも支出見込み額の増減によるものであります。(3)、職員等人件費で11万3,000円の増額であります。節 3 職員手当等、一般職で13万円の増額、節 4 共済費、一般職員共済組合負担金で1万7,000円の減額で、いずれも支出見込み額の増減によるものであります。

目 3 任意事業費は51万3,000円の減額で、説明欄 (1)、家族介護支援事業で17万7,000円の減、節20扶助費、老人福祉費扶助費、家族介護慰労費で11万5,000円の減、家族介護用品支給費で6万2,000円の減額であります。いずれも該当者の減少による減額となっております。続いて、14ページにまいります。説明欄 (2)、任意事業は33万6,000円の減額で、節19負担金補助及び交付金、成年後見人等報酬費用助成金で33万6,000円の減は利用者がなかったことによるものであります。

目 4 在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、財源振替をするものであります。

目 5 生活支援体制整備事業費で8万4,000円の減額、説明欄 (1)、生活支援体制整備事業、節13委託料、生活支援体制整備事業委託料で8万4,000円の減であります。これは、執行残によるものであります。

目 6 認知症総合支援事業費は、財源振替をするものであります。

款 4 基金積立金は1,000円を減額し、補正後予算額を 7 万6,000円とするものであります。

項 1 基金積立金、目 1 基金積立金、説明欄（1）、事業基金積立金、節25積立金、介護保険事業基金積立金利子分として1,000円を減額するものであります。これは、普通預金から定期預金への運用変更による介護保険事業基金積立金として減額するものであります。

続いて、歳入にまいります。6 ページをお開きください。款 1 介護保険料を56万2,000円増額し、補正後予算額を5,190万円にするものであります。

項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料で56万2,000円の増額で、65歳到達者及び所得変更者等の賦課状況による第 1 号被保険者保険料現年度分の増額によるものであります。

款 2 使用料及び手数料で 4 万4,000円を増額し、補正後予算額を13万4,000円とするものであります。

項 1 手数料、目 1 介護予防事業手数料、節 1 介護予防事業手数料、説明欄にまいりまして、生活援助員派遣手数料で 4 万4,000円の増、これは入居者が 1 名増となったためであります。

款 3 国庫支出金におきましては700万8,000円を増額し、補正後予算を9,240万6,000円とするものであります。

項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は78万円の増額で、変更申請による介護給付費負担金、国庫の分でありますけれども、増額によるものであります。

項 2 の国庫補助金は622万8,000円の増額、目 1 調整交付金で698万3,000円の増額で、いずれも変更交付申請による調整交付金の増額によるものであります。

続いて、7 ページにまいります。目 4 の地域支援事業交付金、これは介護予防・日常生活支援総合事業であります。52万2,000円の減額、目 5 地域支援事業交付金、その他の事業でありますけれども、23万3,000円の減額であります。いずれも交付決定による地域支援事業交付金減額によるものであります。

款 4 支払基金交付金で721万8,000円を減額し、補正後予算額を7,779万5,000円とするものであります。

項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金で698万5,000円の減額です。変更申請による介護給付費交付金支払基金の減額によるものであります。

目 2 地域支援事業交付金で23万3,000円の減額で、これも変更申請による地域支援事業交付金総合事業分の減少によるものであります。

款 5 道支出金で340万円を増額し、補正後予算額を4,259万6,000円とするものであります。

項 1 道負担金、目 1 介護給付費負担金は306万6,000円を減額するもので、変更申請による介護給付費負担金の減少によるものであります。

項 2 道補助金で33万4,000円の減額、目 3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で14万8,000円の減、目 4 地域支援事業交付金、その他の事業であります。18万6,000円の減額でありまして、いずれも交付決定見込みによる地域支援事業交付金の減額

によるものであります。

続いて、8ページにまいります。款6財産収入で1,000円を減額し、補正後の予算額を1,000円とするものであります。

項1財産運用収入、目1利子及び配当金で1,000円の減額で、節1利子及び配当金、説明欄、介護保険事業基金積立金預金利子の減額によるものであります。普通預金から定期預金への運用変更により介護保険事業基金積立金預金利子を減額するものであります。

款7繰入金で1,829万9,000円を減額し、補正後予算額を5,535万4,000円とするものであります。

項1一般会計繰入金で311万3,000円の減額、目1介護給付費繰入金で244万8,000円の減額で、介護給付費減額による一般会計繰入金の減額となっております。

目2地域支援事業繰入金(介護予防事業・日常生活支援総合事業)で14万7,000円の減額、総合事業費減額による一般会計繰入金の減額であります。

目3地域支援事業繰入金(その他事業)で18万5,000円の減、交付見込みによる地域支援事業交付金の減額によるものであります。

目4低所得者保険料軽減繰入金で5,000円の増額、当初見込みより軽減対象が増加したことによりまして繰入金が増額するものであります。

目5その他一般会計繰入金で33万8,000円の減額であります。節1の事業費繰入金で23万4,000円の減となり、ニーズ調査に係る郵便料及び訪問調査委託料減額による事務費繰入金の減額であります。節2その他一般会計繰入金で10万4,000円の減額であります。包括的支援事業・任意事業減額による一般会計繰入金の減額であります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金で1,590万1,000円の減額であります。目1基金繰入金、節1介護保険事業基金繰入金で1,590万1,000円の減、介護給付費及び地域支援事業費の減額による介護保険事業基金繰入金の減額であります。

項3他会計繰入金、9ページにまいります。目1介護保険サービス事業勘定繰入金で71万5,000円の増額であります。事業勘定で行う地域支援事業に要する経費の財源としてサービス事業勘定から財源を繰り入れるものであります。

続きまして、介護保険事業特別会計サービス事業勘定について説明をいたします。補正額の増減はありませんけれども、歳出のみで補正しておりますので、ご説明を申し上げます。それでは、20ページをお開きください。サービス事業勘定の歳出であります。款1サービス事業費を71万5,000円減額し、補正後の予算額を108万4,000円とするものであります。

項1居宅支援サービス事業費、目2新予防計画策定事業費、(1)、介護予防事業、節13委託料、新予防計画策定委託料で71万5,000円の減額であります。これは、介護予防支援計画等策定委託料の減額によるものであります。社協居宅介護支援事業所への支払い分の減額によるものであります。

款2諸支出金で71万5,000円を増額し、補正後の予算額を71万5,000円とするものであり

ます。

項2繰入金、目1介護保険事業勘定繰出金、説明欄(1)、介護保険事業勘定繰出金、節28繰出金、事業分で71万5,000円の増額であります。これは、サービス事業勘定の余剰金繰り出し額を事業勘定に繰り出し、地域支援事業の財源とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 11ページをお開き願います。保険給付費の介護サービス等諸費についてですが、説明欄でいいます介護サービス等諸費の中で地域密着型居宅介護サービス給付費が1,678万1,000円の減額となっております。減ったから、ここも減るということなのですが、全体の介護者は恐らくふえているのではないかなという思いで、当初考えていた予算が十四、五％減っている。その見込みが利用されなかったということなのでしょうけれども、その原因と、対策に向けて何かありましたらお聞かせください。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 介護保険というのは、個人個人に合ったケアプランを作成してやると。その中で、今回地域密着型居宅介護サービス給付ということで当初予算では20名を見ておりましたけれども、ケアプランを立てた段階でその必要性がある方が11名という形で減ったということで、このような数字になっております。介護給付費というのは、先ほども言いましたけれども、ケアプランに基づき、この人には例えば施設入所が必要だということであれば、施設においてケアプランを立てる。先ほど言った小規模居宅介護事業所で必要であれば、そちらで立てるという形になりますので、一律にふえているからその分のサービスがふえるというものではありませんので、その方に合った最適なケアプランを作成して、その事業所、もしくはサービスを受けるという形になっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ケアプランによるサービスですから、1人にかかる単価も当然それぞれ違いますので、人数イコール減額ということにならないのだと思います。ただ、1つだけですけれども、居宅サービスと施設型サービスという物の考え方の中の整理として実はお聞きしたかったところなのですが、要するに居宅サービスが余り進まなくて施設型がふえてくるという状況についての傾向があるかと思うものですから、そこら辺の対策として何かありましたら、もう一回お願いいたします。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 確かに施設型サービスの申込者はふえております。ただ、その人は、基本的に要介護度が3以上が施設入所の対象となってきます。中には家族等の面倒見る人がいないとかいう場合は1なり介護2でも該当する場合がありますけれども、基本的には介護

3以上が施設サービスということで、基本的に要介護3以上の者がこれからどんどんふえていくということで、施設入所の対象となる者はふえていくのですけれども、それをなるべく防ぐような介護予防事業等を、まず要支援にいかないようにしよう、要支援の人は要介護にいかないようにしようという地域支援事業、生活支援体制整備事業を使って、そちらのほうに移らない。なったとしても、より介護度が上にいかないようないろんな仕組みで事業を構成していくということで、それに対して厚生労働省のほうも30年度以降インセンティブをつけてくるという形がありますので、そういうような事業に関しましてもこれから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 いろいろ今検討したり、いろんな事業を展開しているのは十分理解しています。ただ、いずれにしてもなかなか効果が上がらなくて、ますますこれから恐らく施設型がふえるのだろうという思いの中で、より効果のあるというのですか、今ちょっと私も一般質問の中で考えていますけれども、見守りだとかというところの支え合いだとかというところともうちょっとリンクしたような取り組みが必要かと思うのですが、その辺についてはどういうお考えでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 見守りに対しましても、この介護保険事業の中で生活支援体制整備事業というものを行いまして、生活支援コーディネーターを配置してささえ愛さらべつという事業所が立ち上がっております。それは、昔でいう地域のつながりをもう一度昔のように復活させて、地域で支え合っていこうということで、そういう事業も取り組んでいる最中で、成果も少しずつ上がっていると考えております。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 12ページの款3の下目1の介護予防・生活支援サービス事業費のうちの説明欄にございます19の負担金補助及び交付金の中の介護予防・生活支援サービス事業費の増並びに介護予防ケアマネジメント事業費の減額ということで今説明あって、実績減ということで丸めた形で説明ありましたがけれども、当初予算から見るとほとんど、下の部分のマネジメント事業については多少の実績はあるものの、ほとんどが減額という形になっていますので、その点の実績という中の内容について多少加えていただければというふうにお願いします。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 減額のほうということでよろしいでしょうか。

○1番安村議員 はい。

○保健福祉課長 介護予防ケアマネジメントは、当初32名を11カ月という形で見ておりました。それが実績となると訪問型、通所型の各サービスにおいて実績では8名の11カ月と

いう形になっておりまして、このような減となっております。また、初回のみの初回予防のケアマネジメントも130名見ていましたけれども、一般介護予防事業でそこもなく13名ということで、そちらのほうでも51万6,100円という形で落ちております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 もう一度確認させてください。計画に対して実績減という内容はわかりましたけれども、基本的に当初計画がそういう計画で立てたという部分ありますので、その点課長、済みません。もう少し加えた形で説明いただければわかりやすいのですけれども。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 制度改正がありまして、介護予防事業を受ける場合初回にケアプランを立てるという形で、新規に受ける場合です。今までの方も含めてケアプランを立てるという形で制度が進んでいたわけなのですが、訪問型、通所型サービスについて32名の11カ月という形で当初は見込んでおりましたけれども、先ほど言ったとおり通所型の居宅介護ですとか減りましたので、減ったと。32名が8名という形になっております。それと、介護予防ケアマネジメントの初回のみの一般介護予防事業に係る部分ですが、これは130名見ておりましたけれども、実際のところ新規に予防事業を受けるという方が13名という形になったので、51万6,100円をそこで減額しているということになります。

以上です。

○議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 議案第30号

○議 長 日程第6、議案第30号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第

2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第30号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,348万1,000円とするものであります。

歳出からご説明を申し上げます。8ページをお開きください。款1水道経営費で144万2,000円を減額し、補正後予算額を4,323万3,000円とするものであります。

項1水道経営費、目1水道管理費で144万2,000円の減額であります。説明欄(1)、水道施設維持管理経費で50万7,000円の減額であります。節9旅費、普通旅費で2万1,000円の減、節11需用費、水道施設修繕費で43万円の減、節13委託料、水道施設保守点検業務委託料で5万6,000円の減、いずれも執行残によるものであります。(2)、水道管理一般事務経費で7万円の減額であります。節19負担金補助及び交付金、研修会負担金で3万5,000円の減、徴収事務研修会負担金の執行残であります。節27公課費、消費税で3万5,000円の減、執行残であります。(3)、総務管理経費で50万9,000円の減額、節3職員手当等、一般職で43万8,000円の減、節4共済費、一般職員共済組合負担金で7万1,000円の減、いずれも支出見込み額の減額であります。(4)、水道施設整備事業で35万6,000円の減額、節11需用費、消耗品費で1万円の減、執行残であります。続いて、9ページにまいります。節19負担金補助及び交付金で34万6,000円の減額であります。総務関係負担金ということで、北海道自治体情報システム協議会負担金で29万7,000円の減であります。公営企業会計導入事業負担金の確定による執行残であります。特別会計負担金、簡易水道施設整備負担金で4万9,000円の減、南札内浄水場更新等基本計画策定負担金の確定による執行残となっております。

款2公債費で5万2,000円を増額し、補正後予算額を911万7,000円とするものであります。

項1公債費、目1元金、説明欄(1)、長期債償還元金、節23償還金利子及び割引料、長期債償還元金で5万2,000円の増、これは平成28年度借入れ確定に伴う増であります。

款3予備費で103万1,000円を増額し、補正後予算額を113万1,000円とするものであります。

項1予備費、目1予備費、説明欄(1)、予備費、節29予備費で103万1,000円の増、企業会計移行に伴う決算調整額として増額するものであります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。6ページをお開きください。款2使用料及び手数料で77万円を増額し、補正後予算額を3,355万5,000円とするものであります。

項1使用料、目1水道使用料で79万円の増であります。水道使用料の実績による増額であります。

項2手数料、目1水道手数料で2万円の減、給水工事諸手数料の減額によるものであります。

款 3 繰入金で86万円を減額し、補正後予算額を1,520万2,000円とするものであります。

項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で86万円の減、一般会計からの財源補てん分としての繰入金であります。

款 5 諸収入で 3 万1,000円を増額し、補正後予算額を 3 万3,000円とするものであります。

項 2 雑入、目 1 雑入で 3 万1,000円の増であります。使用済み水道メーター処分の際の売り払いによる収入であります。

続いて、7 ページにまいります。款 6 村債で30万円を減額し、補正後予算額を410万円とするものであります。

項 1 村債、目 1 公営企業債、節 1 公営企業会計適用債で30万円の減、公営企業会計導入事業業務負担金の執行残によるものであります。

続きまして、第 2 表の地方債の補正についてご説明を申し上げます。3 ページをお開きいただきます。起債の目的、公営企業会計適用債ですが、限度額440万円から30万円を減額し、410万円とするものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第 7 議案第 3 1 号

○議 長 日程第 7、議案第31号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第31号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,878万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,743万3,000円とするものであります。

内容の説明であります。歳出からご説明を申し上げます。8ページをお開きください。款1総務費で266万7,000円を減額し、補正後予算額を6,700万7,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費で30万9,000円を減額、説明欄(1)、総務一般事務経費で7万4,000円の減であります。内訳は、節11需用費、消耗品費で1万円の減、執行残によるものであります。節19負担金補助及び交付金、研修会等負担金で3万5,000円の減、企業会計事務研修会負担金の執行残であります。節27公課費は消費税分の2万9,000円の減額であります。(2)、下水道普及促進費で2万6,000円の減、節12役務費、手数料、融資斡旋事務手数料で2万6,000円の減でありまして、これは新規借入がなかったことによる減額であります。(3)、総務管理経費、節3職員手当等、一般職で20万9,000円の減で、支出見込み額の減額によるものであります。

項2施設管理費で235万8,000円の減額であります。

目1下水道施設管理費で170万3,000円の減であり、説明欄(1)、下水道施設管理経費、節9旅費で1万5,000円の減、執行残によるものであります。9ページにまいりまして、節11需用費で100万5,000円の減額、消耗品費で13万円の減で、これも執行残であります。修繕費で87万5,000円の減額、下水道管渠修繕費で37万8,000円の減、浄化センター修繕費で49万7,000円の減となっています。これもいずれも執行残によるものであります。節12役務費で48万3,000円の減額、通信運搬費、下水道汚泥運搬費で8万円の減、執行残であります。浄化センター災害保険料で2万2,000円の減、執行残であります。手数料で38万1,000円の減額、水質検査手数料で8万1,000円の減、汚泥処理手数料で30万円の減、これもいずれも執行残によるものとなっております。節16原材料費、補修用資材購入費で20万円の減、これも執行残によるものであります。

目2農業集落排水施設管理費で44万円の減額であります。説明欄(1)、農業集落排水施設管理経費44万円の減、節11需用費で41万7,000円の減、農業集落排水施設管路修繕費で27万5,000円の減、農業集落排水施設処理場修繕費で14万2,000円の減、いずれも執行残によるものであります。節12役務費、運搬料で2万3,000円の減、汚泥運搬料の執行残であります。

目3個別排水施設管理費で21万5,000円の減額であります。説明欄(1)、個別排水施設管理経費で21万5,000円の減、節9旅費、普通旅費で1万2,000円の減、節11需用費、消耗品費で1万円の減、10ページにまいりまして、節12役務費、浄化槽法定点検検査手数料19万3,000円の減、いずれも執行残によるものであります。

款2事業費で1,656万2,000円を減額し、補正後予算額を3,757万円とするものであります。

項1下水道整備費、目1下水道建設費で57万3,000円の減で、説明欄(1)、下水道施設

整備事業で57万3,000円の減額、節9旅費で2万3,000円の減、いずれも執行残によるものであります。節11需用費、印刷製本費で1万円の減、管理用図面印刷費の執行残であります。節19負担金補助及び交付金、総務関係負担金で54万円の減、公営企業会計導入事業業務負担金の執行残によるものであります。

項2農業集落排水施設整備費、目1農業集落排水施設建設費で1万円の減額であります。説明欄(1)、農業集落排水施設整備事業、工事請負費、公共ます設置工事費で1万円の減、執行残によるものであります。

項3個別排水処理施設整備費、11ページにまいりまして目1個別排水処理施設整備費、説明欄(1)、個別排水処理施設整備費、節9旅費、普通旅費で2万6,000円の減、執行残であります。節13委託料、個別排水処理施設実施設計委託料で96万円の減、平成29年度新設基数の減によるものであります。節15工事請負費、個別排水処理施設工事費で1,499万3,000円の減、これも平成29年度新設基数の減によるものであります。

款3公債費で44万1,000円を増額し、補正後予算額を5,275万6,000円とするものであります。

項1公債費、目1元金で44万1,000円の増、説明欄(1)、長期債償還元金、節23償還金利子及び割引料、長期債償還元金で44万1,000円の増、平成28年度借入れ確定に伴う償還元金の増額によるものであります。

歳入にまいります。6ページをお開きください。款2使用料及び手数料で40万5,000円を減額し、補正後予算額を4,725万2,000円とするものであります。

項1使用料、目1下水道使用料で7万円の減、実績によるものであります。

目3個別排水処理施設使用料33万5,000円の減、新規設置の排水施設を10基と見込んでおりましたけれども、5基に減少したものであります。

款4繰入で498万3,000円を減額し、補正後予算額8,512万円にするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で498万3,000円の減であります。これは、一般会計からの財源補てん分であります。

款7村債で1,340万円を減額し、補正後予算額を1,660万円とするものであります。

項1村債、目1下水道事業債で840万円の減、目2過疎対策事業債で450万円の減額であります。いずれも個別排水処理施設整備事業費の減であります。個別排水処理施設の基数の減少によるものであります。

7ページへまいりまして、目3公営企業債で50万円の減、これは公営企業会計導入事業業務負担金の減によるものであります。

続きまして、地方債についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。起債の目的、下水道事業債につきましては、限度額1,600万円から7,600万円とするものであります。過疎対策事業債につきましては、限度額930万円から480万円に変更するものです。公営企業会計適用債につきましては、470万円から420万円に変更するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第31号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。
この際、午後3時50分まで休憩といたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時54分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第38号

○議 長 日程第8、議案第38号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第38号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件であります。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

歳出のみの補正でございますので、歳出をご説明申し上げます。4ページをお開きください。款2総務費で3,000万円を減額し、補正後予算額を10億6,390万7,000円とするものであります。

項1総務管理費、目11公共施設整備基金費で3,000万円の減であります。説明欄（1）、公共施設等整備基金積立金で3,000万円の減、節25積立金、公共施設等整備基金積立金、積増分で3,000万円の減額であります。

続きまして、款 8 土木費でございますけれども、3,000万円を増額し、補正後予算額を 4 億9,165万9,000円とするものであります。

項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費で3,000万円の増、説明欄（1）、除雪対策経費、節13委託料、除雪事業委託料で3,000万円の増であります。この3,000万円の内訳は、本年度の降雪の状況を鑑み、上限での設定として除雪で1,300万円、排雪で600万円、雪割りで1,100万円としております。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 大変申しわけございません。今般の補正の関係の3,000万、ご説明がございました。もう少し補足説明していただきたいということをお願いしたいのですが、基本的には昨日の専決処分の中の除雪費の2,000万の承認得たということで、当初予算が4,000万程度の除雪費見ているということで、2,000万の専決並びに今回の補正として3,000万上げているという形になりますけれども、基本的には専決も含めての経過の中で、今村長が以降の分、3月1日というか、3月分で1,500万、あとは排雪、雪割り等について1,500万という話になりましたけれども、その残金も含めて十分足りるのかどうかという部分、今後の対応も含めて。想定しているから上げているのですから、その点の心配はないと思うのですが、その点今後の対応も含めて、3月末に向けての対応も含めて十分なのかどうか、ちょっとその点の心配もございますので、その点説明していただければというふうに思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今の質問にお答えいたします。

今現時点での残額でございますけれども、40万8,685円ということで、もう出動できないという状況になってございます。この予算を通していただいて、今後なったときの、これからとれましたらまず雪割りという作業をして、あと2回分の除雪は賄いたいということで、これも量の関係もございまして、何とか通したいというふうに考えているところでございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんご指摘ありましたとおり、専決の承認の部分については議員の皆様方に変なご迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げたところでありますが、今後降雪の予想等を含めまして、適切に状況を見て勘案して、議会の皆様にお諮りをして、除雪、排雪がしっかりできるように、インフラ整備をできるように努めてまいりたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長 佐藤建設水道課長、今の答えは十分間に合うという理解でよろしいのですか。

話がはっきり僕のほうに聞こえてこなかった。

建設水道課長。

○建設水道課長 今の想定の方までは大丈夫ということですか、今のところ想定ですので、わかりませんが、それ以上になるとまたご迷惑をかける可能性もございますが、今現在ではその想定でいけるというふうに思っています。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今回の補正とは少し考えがずれるかもしれませんが、最近ほかの町村では河川に雪解け水と雨がまじりまして水害起きているところもあります。更別においても河川があるわけなのですけれども、過去にはそこが流れなくてバックホーで通路をつくったりして、排水をしやすいしたり、あるいは橋の近辺の除雪をして通しているという、過去にはそういう経過もあるのです。そのような事態に陥ったときには、今回の補正で対応するのか、あるいはまたそれは災害と見て別の予算で対応するのか。これ仮定の話になるわけなのですけれども、その辺をちょっとお伺いしたいなと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 河川と排水路の融雪水等の扱いかと思いますが、こちらにつきましては過去にも今お話のありましたとおりバックホーであけたこともございます。そちらは、明渠排水の維持管理経費のほうで必要な予算を見てございまして、修繕費等も含めた形なのですけれども、現在執行残そのまま補正で減額せずに残させていただいております。この後3月等に、そういったことが過去にもあったものですから、そういったものが発生した場合には明渠排水の管理のほうで対応して考えていきたいなと考えているところです。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎会議時間の延長

○議 長 本日の会議は、議事の都合によって延長します。
この際、午後6時まで休憩いたします。

午後 4時03分 休憩

午後 6時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 村政に関する一般質問

○議 長 日程第9、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 それでは、通告書に従い、空き家、廃屋の撤去状況と今後の対応策について質問させていただきたいと思います。

空き家や廃屋が全国的に増加し、防災や衛生、環境面で住民生活に深刻な影響を及ぼしている問題に対応するため、撤去勧告や撤去命令を出すことができる空家対策等の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行され、既に3年を経過しているところであります。以前にもこの問題について質問させていただいたところでありますけれども、そのときの村長の答弁では、村の環境保全条例により必要な勧告や指導を行っているほか、空き地・空き家バンクへの登録、さらには北海道や他市町村の動向を参考に、財政支援等も含めた条例制定などを検討したいという回答でありました。村内には60戸前後の空き家、もしくは廃屋が存在するものと思いますけれども、情報収集やそれに伴う勧告、指導、あるいは空き家バンクへの登録など、解決に向けて努力されていることは理解しているところでありますけれども、この方法だけではなかなか空き家対策は進まないのが実態ではないでしょうか。

そこで、質問ですけれども、答弁にあった撤去費用の助成について検討の結果どのような結論に至ったのかお聞きしたいと思います。空き家等の管理は、所有者の責任と負担であるということ言うまでもなく、当然のことなのですけれども、財政支援することでこの事業が推進できるならば、有効な手段の一つだと私は思っているところであります。村の環境保全や土地の有効活用で定住化対策もやっぱり進めなければならないというふうに考えているところであります。十勝管内においては、撤去費用の助成については既に実施し、そしてまた終了している。もしくは現在実施中の町村が8町村あるというふうに聞いておりますけれども、先日の新聞で1市1町、マスコミに出たところでありまして、これをプラスすると10市町村がこの対策を進めているというふうに聞いております。そういったことから、本村ならではの空き家対策等をどのように考えるか、村長にお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員の空き家、特定空き家、廃屋ですけれども、対策についてのご質問にお答えをいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法については、平成27年5月に施行され、適切な管理が行われていない空き家等が防災や生活環境の面において全国的な問題となっていることから、国や道、市町村においても所有者への指導や各種支援事業など、総合的かつ計画的に対策を講じているところであります。同法では、所有者の責務として、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めることとされておりまして、また市町村の責務としては空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施等を適切に講ずるよう努めるものとしております。また、空き家等のうち、特定空き家等についてはそのまま放置することにより倒壊等の危険を招くおそれがあるもの、衛生上有害となるおそれのあるもの、また管理の不備により著しく景観を損なっているもの、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空き家などとされています。

平成25年の国の調査では、全国の空き家戸数は820万戸と年々増加傾向となっており、北海道内においても約39万戸に当たり、住宅総数の14%が空き家の状況となっていることから、道においても空家等の対策を講じる市町村を積極的に支援している状況となっております。本村における状況としては、平成27年2月より村内への移住、定住等の推進を目的とする空き地・空き家バンク事業を開始しております。事業開始に当たっての実態調査と、その後は必要に応じて現地調査や村内巡回を行い、今年度は再度全村の調査を行ってまいりました。その結果、廃屋と思われる空き家も含めての件数でございますけれども、本年1月末現在で更別市街地で16件、上更別市街地で10件、農村部で26件、合計52件と確認したところであります。前回2年前の調査に比べて、空き家全体の件数としては2件、3.7%の減となっております。

また、空き地・空き家バンク事業の登録状況につきましては、本年2月末現在、空き家の登録はなく、空き地が11件の登録となっております。こちらは、ホームページ上で閲覧することができます。村においては、このような情報提供にとどまるものではございませんけれども、多くの皆さんに活用していただき、移住、定住等に結びつけるとともに、空き家の所有者に対して事業への理解と周知が進むよう努めてまいりたいと考えております。

さて、議員ご指摘の点であります。撤去費用の助成の検討状況であります。基本的には空き地、空き家等についての取り組みはそれぞれ所有者の責任、負担を基本に組みを進めることが必要であるというふうに考えております。法制定の趣旨は、防災や衛生、環境面における影響を重視するものであり、そのような観点から支援措置と取り組み内容というふうになっております。

本村の現状としては、危険度が増している家屋、あるいは生活環境に影響を及ぼしている家屋が多数存在する状況には至っていないものと認識しております。このことから、当

面は従前の考え方であります環境、景観保全条例に基づき、景観を著しく阻害していると認められる廃屋等につきましては良好な景観形成に配慮した管理の要請を行うとともに、良好な景観形成を阻害、もしくは悪化させていると認めている場合において、必要な勧告及び指導を行っていくことにより対応を進めてまいりたいと考えております。一方で、市街地における住宅を中心に、今後適正に管理がなされない、また特定空き家となるおそれがある家屋が増加することが想定されることから、特定家屋の撤去に係る支援の必要性和使える空き家の利活用による子育て世帯や移住者の受け皿の一端を担う施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 答弁ありがとうございました。今の答弁で、村内には現在52戸の空き家があるというようなことで、現在のところ危険度や環境に及ぼす家屋がないというようなことで、緊急を要する状況になっていないというふうに答弁されたかと私は理解しました。その中で、村の空き家対策としては、この考え方というのは非常に私としては残念な答弁であるというふうに言わざるを得ないところであります。

私が申し上げたいのは、空き家等の管理は所有者の責任と負担で行うというようなことは、これは当然のことであると理解しております。ですけれども、村の環境保全条例から指導、勧告だけでは、利用目的のない空き家にあっても撤去等についてそのことに関して所有者の意思に任されているというところに問題があって、なかなか前に進まないのが実態であると思っております。危険度や環境に悪影響を及ぼしてからではなくて、村の美しい町並み、景観をつくるために村はどのように考えるか、財政支援はその一つの起爆剤として私は有効手段だというふうに考えているところから今の質問をしているのであって、個人の財産ですから、それを撤去すれとか、するなとかというのは、条例はありますけれども、それ以上強いことは言えないわけであります。ですから、更別においてはそういったようなことがなくなるように村としても努力する必要性があるのではないかというふうに思っているところであります。先ほども申し上げましたけれども、撤去費用の助成については十勝管内でも多くの市町村が取り入れて、大きな成果も上げている、こういう実態もあります。ぜひ本村も政策の中に取り入れていただいて、今後空き家がますますふえるという状況の中で、更別ならではの対策が組めないかということで、財政支援も含めて村長の考え方再度お聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんお話しのとおり、前回も同じことでそういう質問がありまして、そういう部分についても財政支援についても検討させていただきたいというお話をさせていただきました。まず、実態を調査するということで、第1段階として昨年にとわって、先ほど数字で申し上げましたように、いわゆる廃屋とか空き家に関する状況については把握した段階であります。これも、今町村の中で10市町村ですか、ということで浦幌さ

人も帯広市さんもそういうような形で拡充をしたり、いろんな条例を制定したという話がありました。補助とか、いろいろ対象の部分調べてみたのですけれども、空家対策特別措置法に基づく空家等対策計画を策定しているというところが一つの基本になるということとか、町独自でそういう形で助成というようなことを持っているところがあります。鹿追さんでは、鹿追町廃屋解体撤去事業補助金交付要綱ということで定めまして、1平米当たり解体に係る経費で5,500円以内で算出された額の2分の1、100万円を限度額とするとか、池田町さんの場合も池田町空家等対策計画策定の指針と方針をしっかりと示しながら、その部分で実際にそういう支援を行っているというところでもあります。

私も認識としては、前年度、今年度ですけれども、政策懇談会ということで道の町村長の分科会で、これ2年連続話をお聞きしたのですけれども、ある町村の例でいきますと、廃屋あるいは危険な空き家がたくさんあったと、91軒あったのだけれども、その分はなかなか個人所有者に任せていては撤去できないとか解体ができないというような状況があったと。ところが、いろんな費用を助成する条例等を制定したところ、19軒の解体が行われたというようなことがありました。所有者がわからない場合については、そういう部分の対策と特別措置法の中でのいろんな支援策等もありますので、そういうような形で行われました。町村の会報の中でも、新たにそういうような形で積極的に取り組んでおられる町村もあります。

私としましては、決してそれは個人の責任において全てやれということではなくて、危険な部分、あるいは国が定めているそういうような対策等を講じなければいけない措置法等に基づく部分はやっぱりしっかりと対応していかなければなりませんし、なかなか所有者がはっきりしない、あるいはずっと放置されているという部分については勧告だけでは非常に難しいところもあると思いますので、その部分ではそういう計画を策定したり、私は前の答弁でもお話ししましたがけれども、例えば金融関係が所有者が解体するときに安い金利といろんなところで貸し付けを行ったり、そういう部分が起きています。その辺の部分については、まだ調査研究中であります。そのことを含めて、景観条例もありますし、そういった形で上田議員さんのご指摘の部分もありますので、美しい町並み、景観を保全するという意味から、その部分のところを調査研究等して引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の村長の答弁の中で、前向きに考えるというようなことはわかります。検討の中に財政支援が入っていないのがちょっと残念に思うのですけれども、現在ご承知のように少子高齢化、核家族化が進んでおります。これと比例して空き家や廃屋が今後ますますふえるというふうに私は思っております。私自身も今この年になって、あと何年、何十年後にはこの家どうなるのだろうかと、そんなふうに考えたときもあります。そういった中で、空き家等の発生の抑制、それから空き家等の有効活用、それから管理の不適切

な空き家等の解消を図るためにも、多くの意見を反映できるような、そういった関係者による対策協議会等、こういったものを設置して、先ほど来から言っております個人の財産ですから、所有者の責任でもって解体する、撤去するというようなことをできない人、できる人、いろいろいると思うのですけれども、そういったことをしないような考え方を普及させるためにも、いろいろな意見を聞く場が必要かと私は思っております。

今村長もそれらしきことは言っておりますけれども、具体的にどういったものが廃屋なのか、私が思っているのは、利用目的のない空き家に関しては廃屋の一部なのだろうというふうに思っております。俗に言う予備群ですね、そういったようなことを思っているわけなものですから、今後廃屋、空き家等をふやさないために積極的な考え方になっていただきたいなど、こういうことであります。村長もおっしゃっていましたが、村の環境保全条例にあります美しい環境を次の世代に引き継ぐのだというようなことが環境保全条例の主目的であります。現在住んでいる我々の責任でもって美しい環境を守っていくのだ、つくっていくのだということが必要だということから、先ほども申し上げましたが、起爆剤として、期間限定になるかどうかわかりませんが、やっぱり財政支援が必要なのだろうというふうに考えております。

今回再質問ですけれども、対策協議会等の設置と、それから財政支援について最後の質問とさせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 更別村環境保全条例の第1条には、今上田議員さんご指摘、お話ありましたように、更別村が雄大な日高の山並みと整然と区画された平たんな農地を背景に、更別村らしい緑豊かな風景、景観をつくり出していくため、残された貴重な自然環境の保全と回復、緑化の推進や市街地景観の美化など良好な景観形成を行うために必要な事項を定め、村民が一体となって取り組むことに誇りと愛情の持てる郷土として次の世代に受け継いでいくと。私もこのとおりだと思います。

今お話しされたように、財政支援のところも私もいろいろ研究しているわけですが、例えば国交省が持っている空家再生等推進事業の中で社会資本整備総合交付金の基幹事業ということで、計画の策定ということが基本条件になっておりますけれども、その部分で、除去する空き家や住宅に限らず、空き建築物についても除去に要する費用の最大4割を国が助成するというようなこともあります。こういうものを活用していく手段とか方法も考えていかなければなりませんし、住民ニーズとして今例えば行政区からここが危ないから、何とかしてくださいというような話はまだ耳に届いておりませんが、そういう部分とか、積極的に村に声を寄せていただきまして、その財政上の支援等も含めまして、もちろんそのためには協議会とか、いろんなそういうところの住民の皆さんの意見とか方策についてそういう場が必要となってきますので、その辺も含めて、前の答弁よりはちょっとしか進んでいないかと思われそうですが、その部分について自分としては、私自身としては何とかそういう形で将来的には財政支援もしながらというようなこと

も頭には入っております。そういう点で今後検討あるいは研究を進めさせていただきたいということでご答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 将来的と言わず、必要であるならば即刻やっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長 長 次に、4番、織田さん。

○4番織田議員 議長の許しをいただきましたので、通告に従いまして、高齢者の孤立化防止について質問させていただきます。

平成27年の国勢調査による更別村の高齢者のいる世帯は572戸、うち夫婦のみの高齢者世帯は145戸、また単身高齢者世帯は135戸となっており、現在においてはその数は多くなっていると思われます。また、介護保険係による平成29年の要介護認定を受けていない一般高齢者380名のアンケート調査では、地域づくり、社会参加について29.1%の人が参加したくないと回答しています。閉じこもり傾向リスクについても、27.3%の人がほとんど外出しないか週1回の外出と回答しています。このような調査結果をもとに、高齢者の孤立化防止に向けた対策についてお伺いいたします。

まず、1点目は、要介護認定を受けていない独居高齢者、夫婦高齢者の健康面を含めた状態の把握体制と生活支援の必要な方への対策及び携帯電話が普及した現在における緊急時の通報システムの対応について。

2点目は、高齢者になっても大変元気な方が多くおられます。仕事に情熱を持って取り組んできた世帯も多いのです。社会福祉協議会でも高齢者勤労事業に取り組んでいますが、高齢者にもできる多種多様な形態の仕事をもっと多く発掘し、仕事を通じての地域づくり、社会参加を進めてみてはどうでしょうか。

3点目は、井戸端会議という言葉がありますが、地域コミュニティーを進める上では必要なことではないでしょうか。住民、高齢者が曜日、時間を気にせず、何の制約もなく気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら多くの仲間や友人と世間話をしたり、情報交換ができる憩いの場があれば、これから高齢者の認知症予防や孤立化防止に役立っていくと思いますが、今後そのような場所を検討してはどうでしょうか。

村長の考えをお伺いいたします。

○議長 長 西山村長。

○村長 高齢者の孤立化防止等について織田議員さんの質問にお答えをいたします。

高齢者の孤立化に関しましては、マスコミの報道等で孤独死等が記事になり、さまざまな番組等でも取り上げられるように、非常に国民の関心が高い事柄であり、本村としても2025年問題を考えると力を入れていかなければならない分野と考えております。

1点目の要介護認定を受けていない高齢者についてであります。現状の把握は民生委員の福祉活動対象者等名簿があります。これは、住民記録から独居高齢者世帯、夫婦高齢

者世帯等を拾い出し、作成しているものでありまして、毎月定例民生委員児童委員協議会で確認を行ってきております。また、75歳に到達した場合については訪問をお願いし、何かあれば情報をいただき、必要に応じ保健福祉課で対応しているところであります。生活支援への対応ですが、現在介護保険の地域支援事業の中で生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託し、進めております。その中で、支え合いマップづくりが平成29年度に6つの行政区で行われております。マップづくりを通して、介護保険での対応が必要な方だけでなく、地域で何かあれば支え合うことができる情報をみんなで共有し合い、実践していくことが重要であると考えており、今後も村民みずからによる取り組みを支援していきたいと考えているところであります。

村の緊急通報システムは、独居高齢者については申し込みがあれば対応しておりますが、高齢夫婦世帯ではどちらか一方が要支援等の状態でない限り対応できない状況となっております。固定電話で全世帯の対応となると、現在65世帯分で400万9,000円を予算計上している状況です。織田議員さんの調査された数字で計算しますと、監視委託料で年間1,600万円、その他工事費で未設置分で568万9,000円が必要となります。全戸設置は厳しいのかなというように考えております。また、システムの性格上、住宅からの緊急対応となるため、固定電話のみの対応となっており、携帯電話には対応しておりませんが、この件については今後検討していかなければならないと思っております。また、補完するものとして緊急医療情報カードを2月末現在276件配付しておりますが、冷蔵庫の前面等に磁石で張りつくようになっております。この中には薬、疾病、かかりつけ医等の情報が記載されておりました、救急車等の緊急時への情報提供の役割を担ってきております。

2つ目の高齢者勤労事業以外の多種多様な形態の仕事の発掘でありますけれども、第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中にも、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、地域や社会で役割を持って活躍をできるよう、就労や社会貢献、参加活動の場や機会を一層充実させるとともに、高齢者が希望する活動内容と活動先とのマッチング機能や情報提供機能、相談支援体制の強化と計画の中でうたってきており、今後支え合いの地域づくりを進めていく中で生き生きと活躍できる環境づくりなどの取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

3点目の井戸端会議の提案ですけれども、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の圏域調査では、一般高齢者の6割に当たる人が地域づくりへ参加者として参加してみたいと回答されております。5割の方が地域づくりのお世話役、企画や運営を通して活躍してみたいと回答しておられます。その目指す姿が1点目で答弁させていただきました生活支援体制整備事業も活用しながら、元気な方たちによる自発的なコミュニティー活動の場として今後育成していかなければならないと考えております。温泉入浴の帰るまでのひとときに老人保健福祉センターのロビー等で談笑している高齢者の方も見られます。この場を利用してPRしていくことも一つの方法となるかもしれません。また、曜日が限られておりますが、社会福祉協議会でも毎月第1、第3水曜日にふれあいサロン、介護カフェ

の触れ合いの場を開催し、高齢者の方が参加する場を提供しているところであります。

井戸端会議とは少々異なりますが、介護保険の介護予防普及啓発事業として、まる元運動教室、健康運動指導士による状態に応じた運動指導でありますけれども、さらには元気アップ講座、歯科の観点からの健康づくり、元気クラブ、インストラクターによる筋力維持の教室など、また大人の学びや専用の教材を使った認知症予防教室等の一般高齢者を対象とした各種講座を開催してきております。男性を含め参加者が増加傾向にあり、各種事業で楽しく話し合いながら一緒に参加することが孤立化予防や認知症予防に効果が高いと見込まれていることから、今後参加者をよりふやすよう積極的に周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 第7期計画出ているので、この後質問しづらいのですが、あえて質問させていただきます。

独居高齢者世帯、夫婦高齢者世帯、また最近では親子で高齢者世帯もありまして、今後ますますふえていくと思われます。要介護認定を受けていない高齢者の把握は、先ほど村長言われたとおり、民生委員児童委員協議会で確認しているということなのですが、高齢者の方の生活実情は、入院があったり、あるいは急に健康を害したりして変化しやすいものであります。社会福祉協議会、医療機関、また各ボランティアサークルや支え合いグループなど、いろいろな情報を持っていると思います。また、高齢者みずからの緊急時連絡や、あるいは生活支援の要望、それから高齢者の相談などをわかりやすく1カ所で把握できる窓口みたいなところをつくってはどうかと思います。そのことによって高齢者の移動手段初め、生活支援の充実を図る社会参加の手助け、そしてまた孤立化防止の体制の検討をしてはどうか、お伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんおっしゃるとおりでありまして、介護あるいは認知症等、受けていない方のところの部分は、そういうサービスのすき間となったり、気がつかない場合が多くあると思います。窓口の一本化をして情報の共有を図るということはとても大切なことでありますし、やっぱりそれは検討していかなければならないというふうに考えて、おっしゃるとおりであると思います。

あと、今支え合いとかいろんな形で本当に機運が高まってきて、行政だけには任せておられないということで、自分たちの手でということもありまして、いろんな支え合いマップとか、自分の町内で高齢の方がお一人で暮らしているとか、ご夫婦で暮らしている。あるいは、老老介護といいますか、いろんな形で、私もこの職につく前に、村内にはそういう方で在宅で本当に苦勞している方がたくさんいると、そういう人たちの声に耳を傾けて、そういう政策を打たなければだめだよというような話もお聞きしています。そういう点では、織田議員さんおっしゃるとおり、そういうニーズの把握とかにも努めていかなければ

ならないし、町内の中で行政も少しずつかわりながらいろんな面で状況の的確な把握。もし事が起こった場合とか、あるいは災害があった場合、私はこのことも危惧しているわけですが、要介護者はどこにいて、あるいは足の不自由な人がいて、どういうふうに駆けつけるのかと、そこまでプランを立てていないと実際に動けないということになりますので、その辺も含めてやっております。今事業所とか郵便局とか、商工会の方も含めてですけれども、15の方々と見守りのいろんな協定を結んでおりますし、この輪をどんどん広げていって、日常的にいろんな場でいろんな様子を見ていただいて、それを保健福祉課なり、あるいはそういう窓口というのですか、そのところに集約をして、すぐに機敏に対応できるという方法をとっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 最後に1点、高齢者とは限らないのですが、私たちも現役を引退しますと出かける機会が非常に少なくなるわけなのです。そして、ほかの人と会う、家族以外の人と会うという機会がおのずと少なくなっていくと、家族以外の人と話すのを非常に楽しみにしているという話も結構聞くわけなのです。また、それであってお互いの家の訪問というのはなかなか気が引けます。そういうとき、みんなが気軽に集まれるサロンでもあればいいのではないかなという話はよく会話の中で聞くわけなのですが、確かに社会福祉協議会や各ボランティアでも先ほど村長言われたようにいろいろと触れ合いの場は持っているわけなのですが、そういうところに参加した後です。また仲間同士でどこか気軽に寄って話をしたりとか、あるいはこの間村民バスのあれも見たのですが、利用してきてから帰るまでのあいた時間、結構あるわけなのです。そういうときも利用した人が寄れるような場所、それぞれの仲のいい友達とゆっくり話し合える場所も必要ではないかと考えます。

これは理想になるかもしれないのですが、そこに飲み物とか軽食等の提供があり、仕事が生まれるということにより高齢者や障害者の就労支援などにつなげることも必要だと思いますし、それは地域住民とともに思い切った福祉支援を進めることで福祉の村更別としての知名度を上げれば、既にほかの町村からそれで更別に移住してきているという方もいると聞いていますが、そのことが更別の人口増の一端になればと考えております。最後に村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今本当に貴重なご意見というか、全く織田議員さんおっしゃるとおりだというふうに思います。まず、長屋というふうに表現をされましたけれども、私は今支え合いとか強く叫ばれているのは、近所のおつき合いとかがだんだん、だんだん、昔のようにはなかなかできないような状況になっているということと、また逆に今それが本当に地域の中で必要とされている。いわゆる長屋みたいな、いろんなところに住んでおりますけれども、一つのところに集まって交流したり、楽しくお話をしたり、あるいはいろんな趣味を

するという場所が私は必要だと思っていますし、また予算のところ、あるいは村瀬議員さんの質問にもあると思いますけれども、C C R Cの中でそういう方たちが、子どもたちやお年寄りに限らず、障害者たちも含めてごちゃまぜに交流できる、そういう長屋的な部分もやっぱり必要でありますし、そういうことをしたいという方のお話もお聞きをしています。

私は、積極的にそういう部分で考えていきたいなということを思っていますし、特にコミュニティバスにも乗っていただいて、村長、乗りぐあいが非常に不便なところもあるのだと、行くのはいいのだけれども、帰れないよと、あるいはサラリさんとかいろんな部分やってもらっているけれども、例えば病院に帯広に送っていった場合でも診療が終わるまで待っていなければならないと。それが1時間、2時間であればいいのですけれども、それが5時間とか6時間に及ぶ場合も間々あるというときに、帰りぐらは足を確保してというようなお話がありました。

私は、最大のネックは、高齢者の免許の返納、返還というのもあるのですが、そのときにほかの町村はタクシー会社があったり、いろんな交通手段があるわけです。そこに行政が支援をしていっているということでそういう一助をしているわけですが、私たちのところにはコミュニティバスはあります。NPOはありますけれども、そういうような具体的な交通手段がないということで、今喫緊の課題として部署と話をしています。具体的には、業者の方と話し合いをして、何とかうちの村に営業所の支所をつくってくれないかと、あるいは毎日でなくてもいいから、そういうような形で常駐してもらえるようにできないか。あるいは、比較的高齢でも若い方々にいろんな形で移動手段、サラリさんもあるわけですが、登録をしていただいてというような話もあります。

そういう面では、今お話もありましたように、高齢者の方が移住希望を持っておられる方がたくさんいらっしゃいますし、実際に移り住んできておられます。なぜかという、診療所には4人のお医者さんがいます。それぞれの介護段階、あるいは要介護段階でそれぞれの施設がきちんと整っているということで、その部分を充実をして、私は子育てにも力入れますけれども、やっぱりお年寄りは大事にしなければいけないというふうに思っていますので、日本一の福祉の村、それを掲げて村づくりをしっかりと織田議員さんの言われるとおり進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 4番、織田さん。

○4番織田議員 答弁ありがとうございました。

○議長 次に、6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、支え合うまちづくりを進めるためにその仕組みについて一般質問させていただきます。

初めに、支え合いのまちづくりを進めるその目的は何なのでしょう。また、支え合う関係性はこうしたらできるのか。私は、まずは互いにつながり、時間を重ねて、そこに信

頼関係が生まれ、初めてできるものだと考えております。住民と行政が、また地域で暮らす住民同士が互いにつながることから始めなければ前に進まないと考えています。言葉で言うようには簡単なことではないと考えるところであります。そのための状況認識の課題、その共有、そしてそのための仕組みが必要と考えますので、提案を含めまして質問させていただきます。

直近で第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案が作成されました。施策の展開の基本目標の重点施策で支え合いの地域社会づくり、そして地域の支え合いの活動を進める体制づくりとしています。また、総合計画では基本目標に心身の健康を支えるまちづくりとして地域福祉の中にのっているなど、以下7つについて質問します。

1点目でございます。総合計画にあります健康づくりについて、保健事業の総合健診等、健診について見ると更別村は高く評価できるところでございますが、健康づくりにいろいろな事業がされているとともに、保健指導としてももう少し精力的に個別の対応として出向くなど、住民とつながる三現主義であるべきと考えますが、どうでしょうか。

2点目でございます。地域医療として更別村の医療体制は、医療法人との連携により安定的に医療を受けられるので、住みたい、住み続けたい、いつまでも住み続けたいまちにつながる根幹でもありますし、今の医療体制はほかの町村に類を見ない優位性であると思っております。継続して発展させていただきたいものですが、この中で研修医、医学生の研修機会の提供、受け入れとありますが、行政としてもう一步進んだ村として家庭医療学の推進のまちとする考え、その仕組みをつくって全国に発信してはどうかと考えてございます。

3点目でございます。地域の支え合いがなぜ必要なのか、地域福祉では福祉に関する地域の課題を共有して支え合いや助け合いによって解決できるまちづくりを目指します。そして、行政だけではなく、住民との協働や住民みずからの取り組みにより住みやすいまちづくりを目指すとしています。また、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案に重点施策として、支え合いの地域社会づくりとしての現状、課題認識を基本的に考え、事業展開と整理しています。地域福祉の推進には、行政だけではなく住民自身が主体的に進めていくことが重要であり、地域住民の相互の支え合いや助け合いの促進が必要と総合計画でも書いてございます。必要ですという言葉がそのまま課題ということだろうと思っておりますが、なぜ地域福祉の推進が必要なのか。総合計画の課題では、人口減少対策のほうに人口減少を抑えるとして、住民の不満や不安、不便であることなどで人口減少につながるとして、地域で支え合う気持ちを醸成していくことが重要で、これには時間がかかり、成果が形になってあらわれにくいという表現もしております。これでは地域福祉の推進であるのか、また人口減少対策であるのか、なかなかわかりづらくなっているところであります。

第7期の高齢者保健福祉計画の認識では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるようにとありますが、ここら辺が最も重要なことなのではないかと思っております。

私は、今後控えています2025年問題に向けて、更別村の財政が潤沢ではなくなる。今までどおりのサービスができなくなる。あるいは、高負担になるというようなことで、この支え合いが必要なのかというふうに捉えております。更別村の地域福祉は、住民の声をよく聞いている、要望にもよく応えているということで、行政が住民の負託に応じて住民サービスが行き届いているということよりも、行政が率先してこのサービスを提供していることで住みなれた地域で安心して安全に暮らしていると思います。ですから、今までどおりのサービスを提供することで単純によいのではないかという考え方も一方ではございます。

4点目でございますが、ただここに行政として人口減少対策、福祉施策の問題、課題を掲げ、更別村で安心して暮らせるためとしてこれらを一举に解決するとした更別版C C R C事業を考えたなら、なぜ総合計画の中で議論されなかったのか、また第7期高齢者保健福祉計画にも掲載されていなかったのか。これでは十分な町内論議の過程が見受けられない。村の進むべき方向の議論が十分にされていないのではないかとこのように考えてございます。政策立案するプロセスにまず問題があると思いますが、福祉政策を横断的に網羅する地域福祉計画を定めない。また、共生社会の実現、協働の社会の実現に自助、共助、公助を明らかにし、立ち位置や責任を定めるとしたまちづくり基本条例を策定しない理由とこのたびの更別版C C R C事業の必要性、これについてどういうふうな捉え方をしているのですか。本来人口減少対策事業であるのに、福祉政策のリラクタウン構想の再構築としていますが、このような現状でこの事業が本当にうまく進むのか疑問でございます。

5番目としまして、今社会福祉協議会で進めています地域の支え合い事業の活動について、まず今までどおりの社会福祉と何が変わるのか。地域を行政区として考えるならば、行政が向かおうとしているところが何なのかよくわからないような気がしております。また、地域の支え合いを社協に行政として求めているものは一体何なのか。そして、それは計画どおりに進んでいるということによろしいのでしょうか。

6点目でございます。支え合うにはまずつながることが私は大事でないかというふうに考えてございます。支え合うといった仰々しいことではなくて、私自身は隣近所の常識的なおつき合いをしています。支え合いというよりも地域の隣近所が互いにどうつながっているか、地域と地域、行政と地域、どうつながっているか。そういった関係性や連携をしながら信頼関係ができ、そして地域コミュニティーができて初めて、お互いの気遣いや互いに助け合い、支え合いというものはつくるものではなく生まれてくるものだと考えます。

村長が就任早々に地域のしがらみが今大切ですよと言った言葉が私には印象的に残っております。行政と住民がどのようにつながっているのか。村長の新たな事業の立案や事業の見直しにおける村民のかかわり方は、画一的な仕上りの仕組みを取り入れるよりも日々の村民との情報交換や意見交換により課題の解決に取り組むことが重要と考えて、そして広報、広聴で示し、広く住民の意見を聞き取る機会や意見交換ができる機会の拡大をすると前の質問でお答えいただきました。共生社会や協働の社会を目指す意味においても、住

民と行政が十分につながることがとても大事だと思っていますので、日々職員と住民がどうかかわっているのかということについて1つ疑問がありますが、そこでまずは地域とつながることが肝要と考えますので、行政区担当職員という者を配置してはどうか。

7点目でございます。村長は今時代の変わり目としているが、それは一体何なのでしょう。また、住民とベクトルを同じにしていかなければならないと常日ごろ言っております。村は何を目標にして進んでいるのか、何を目標にして住民と一緒に行動しようとしているのか。

一応7つの質問させていただきます。

村長が地方創生として人口問題解決のために行政の強いリーダーシップのもとで更別村の社会構造を変革し、発展していくとなると、いろいろな施策を展開していることは十分に理解できますが、行政に求められることは住民の負託に応えることで、住民とどのような形でどのようにつながっているかという疑問も1つあります。人と人がつながり、連携を深め、信頼関係ができ上がり、そして地域力が生まれる。村長が村づくり懇談会等々で声を大にしている中に、今大きく時代が変わるとして、そのときに為政者としていれるのには誇りを持っている。そして、上杉鷹山の言葉をよく引用されます。末尾の言葉こそが大切としまして、なさぬは人のなさぬなり、今やらなければだめなのですということ、そして行動するときと。ただ、この言葉の時代背景は、これはお家立て直し、財政再建のために何をするかというふうに私は認識しております。それは、質素儉約、みずから行動を示すことでなし得た仕事だと思っています。今やらなければだめだということは十分に理解できますが、どうも向かう方向が少し違うような感じがします。

ここで、私が知り得た中でのお話になりますけれども、山形県の上山市の城主と沢庵和尚に上中下の三字説の教えがございます。上中下の上は村長の村づくりの思い、下は村民の暮らし、または住民の思いです。上と下は一体である。それを取り結ぶものは、つながるものは中です。中という字は、口を上と下の縦線をつなぐ、言葉で意思を通じるものだと説いておりますが、私は口で上と下をつなぐのは言葉ではなくて人間と捉えたならば、すなわち役場職員だというふうに考えてございます。村づくりの専門職の出番でございます。村の向かう目的を明確にして、ぜひこれを実践し、地域の支え合いで乗り切るか、乗り切らなければならないのか、村長にお考えを伺います。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員さんの質問にお答えをします。

1点目の健康づくりに関しましては、村瀬議員さんの訴える三現主義は、現場に行き、現物に触れ、現実を捉えるということで、日本の高度成長を支えてきた生産現場の考え方ですけれども、人間関係のつながりにも十分通じるところがあるというふうに考えております。家庭訪問は、保健師の活動において欠かせない支援方法であり、その訪問により個人、家庭の健康課題について生活の場で一緒に解決に向けた方法を考え、支援をしていくものでありまして、その支援を積み重ねることにより、それぞれの課題から地域の課題も

浮かび上がることから、村全体の健康づくりを考える重要な活動であると考えております。また、特定健診、特定保健指導の実施率を向上させるため、これまでも未受診者に対しては訪問による受診勧奨を実施し、1年に1回は健診を受け、健康管理をしていただくことを働きかけております。

しかしながら、介護保険や母子保健等、各種制度において幅広く対応することが求められていることから、現行の人員配置では健診後の生活習慣病予防や重症化予防訪問等を十分に行えていない現状もあります。今年度は、高齢者健診の受診結果を全件訪問して結果を説明した上で保健指導を実施するなど、村民の健康づくりに向けて実施できるところから着実に進めていきたいと考えている次第であります。

2点目の家庭医療学の推進のまちなりに関しましては、村ではかつて長年にわたり安定した医療体制の構築が課題で、医師の確保に苦慮してきた時期がありました。そのような中で、患者を病気を持つ一人一人の人間として捉え、地域を基盤として患者と患者の家族、医師が三位一体でケアに当たる医療法人社団カレスアライアンスが提唱する家庭医療学を専門とする診療に賛同して医師の派遣に協力を得られることとなったことから、平成13年度より医療業務提携を行い、平成20年度にはカレスアライアンスが運営していた北海道家庭医療学センターが独立することとなったため、医療法人北海道家庭医療学センターとの間で医療業務提携を行い、今日に至っております。

家庭医が扱う健康問題は日常的な病気、けがなど多岐にわたり、包括的に対応することが求められています。家庭医が患者と向き合うとき、診療所の中だけで完結できるわけではありません。福祉や介護サービスなど医療以外の幅広い領域と連携する必要があります。包括的なケアを行うためには、現在村では地域包括ケアシステムの構築を目指し、さまざまな介護予防、認知症予防事業、日常の支援体制の整備、医療と介護の連携システムの構築、多職種による情報共有体制の構築、在宅での看護、介護体制の整備、包括支援センターの強化、さらには将来的には訪問歯科診療体制の構築を目指し、業務を進めておるところであります。

この地域包括ケアシステムは、家庭医療の推進のための仕組みであるとも考えております。地域医療の充実、発展のため、医師や医学生の研究受け入れを積極的に支援するほか、地域包括ケアシステムを充実し、機能させていく中で医師には地域のかかりつけ医として中心的な役割を担っていただいております。また、山田所長様におかれましては、北海道医療計画の中で位置づけられる十勝保健医療福祉圏地域連携推進会議の中で在宅医療専門部会長を担っているほか、総合診療医の中でも日本を代表する医師として総合診療医という選択というウェブページで日常の日ごろの活動を全国に発信している次第であります。

3点目の地域の支え合いの必要ですけれども、人口減少、超高齢化を迎える中、本村の高齢人口は平成30年2月末日で942人、高齢化率は29.4%、75歳以上の人口は579人、18.0%を占めており、平成37年には村民の3人に1人が高齢者になることが見込まれております。また、家族形態が核家族化へ移行し、高齢者世帯の形態も夫婦もしくは単身世帯が多くな

ってきているほか、地域における住民同士のつながりがかつてよりも薄くなっている状況にあると感じているところでもあります。

現在だけ見ると、ある程度サービスが充実しているように見えますけれども、現実的には全国的に高齢者福祉施設の入居待機者はふえ続けております。本村でもコムニの里で18名、元気の里で9名、支援ハウスで9名の待機者がおられます。要支援、要介護認定を受けている方も2月22日現在で167名と増加傾向にあります。村としても将来的に全ての方にひとしくサービスを提供し続けたいのですが、ふえ続ける高齢者人口の中、人的、物理的、施設的な面もありますけれども、全てが不足する状況になっていくことは想像にかたくありません。

村では、新聞店、商工会、コンビニ、郵便局等の15の事業者と高齢者等の見守り協定を結び、地域における見守り体制を構築しているところでもあります。住民が今後も住みなれた地域で安心して生活していくためには、まず地域において住民同士が支え合い、交流を促進することが必要だと考えております。さらに、社会福祉協議会に委託し、地域生活支援体制整備事業としてささえ愛さらべつを立ち上げ、住民によるアイデアの発案をいただきながら、住民主体の地域づくりが今後進みつつあります。また、障害者就労支援施設、事業所が開所することに伴い、これまで実施している配食サービスの拡充を行い、平日の昼食、夕食の2回の提供とする準備を進めているところでもあります。福祉サービスのあり方につきましては、社会情勢の変化に応じ、不断に見直していかなければならないと考えております。

4点目であります。更別版CCRC事業ですけれども、CCRCは生涯活躍のまち構想として、国において東京圏を初めとする地域の高齢者が希望に応じ地方や町なかに居住地を移し、地域住民や多世代の方々と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要なときには医療や介護を受けることができるような地域づくりを目指すものであります。本村におきましては、保健や医療、介護と連携した地域包括ケアの取り組み、高齢者が生き生きと働ける環境など、住みなれた地域で長く住み続けられる環境の整備を進めてまいりました。一方、継続課題となっておりますリラクタウン構想において、障害者の方が働く場所、安心して暮らし続けるためのグループホームなどが未整備となっております。それも検討を進めてきたところですが、新年度よりCCRC構想を進める中で優先課題として位置づけし、取り組んでいく考えであります。

議員のご質問にあります地域福祉計画の策定につきましては検討しているところですが、CCRCの枠組みは既存の施策や事業を包括、包含するため、今回策定の第4期いきいきふれあい計画（更別村障がい者福祉計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）や各種の計画を反映しつつ、新規の施策を検討するものでありまして、基本構想の策定に当たっては従来の計画や事業との整合性を図りながら進めてまいりたいと考えております。まちづくり基本条例につきましては、別途検討してまいりたいと考えております。

5点目の支え合い事業ですけれども、3点目で説明をさせていただきました地域での支

え合い体制を構築する事業でありまして、生活支援コーディネーターや村がサポート役となり、自主的にでき得ることからやっていくという考えのもと、さまざまな活動を行っております。このような活動に目標とか計画性を行政から持ち込むことは活動の衰退を招くことにもなりかねないと考えております。行政主導ではなく、住民目線の活動であるというふうに認識をし、村は側面からの支援も含め継続的にやっていくことが重要であると考えております。活動の成果も、行政区内で困っていることや助け合いが必要な方、見守りが必要な方等の情報を共有する支え合いマップづくりが6行政区で行われ、村民バスの体験試乗も行い、その便利さや運賃無料、年齢問わず誰でも利用できる等の利便性をわかりやすく紹介するなどの活動を行い、今後方面ごとにバスの巡回コースの図を作成するなど、その活動は徐々に広がりを見せているところであります。村としても、これらの活動と同時に、注目しながら一緒に行っていきたいというふうに考えているところであります。

6点目の地域とつながる行政区担当職員の配置をしてはどうかについてでありますけれども、議員のおっしゃるとおり、共生社会、協働の社会を進めるためには地域とつながることが必要であり、地区の意見や要望を聞き取ることはとても重要であります。全ては村民のための気概で職員ともども私どもも進めているところであります。そこで、行政区の担当職員配置についてですけれども、本村においては住民の皆様等の意見をお聞きし、意見を反映させるため、行政区長会議、行政区懇談会を開始し、各所属部署においても住民からのお話があった場合には内容をお聞きし、状況により現地に赴き、直接住民の方との対話を図っているところであります。住民目線に立ち、現在も進められていかなければならないと認識しております。今後におきましても、住民の皆様との協働のまちづくりにご理解をいただき、基本的なまちづくりのあり方についてよりきめ細かな声をお聞きできるよう、一層検討を加え、推進してまいりたいと考えているところであります。

7点目の変革期における課題解決のための意識や情報、目指す方向性の共有など、村民の負託に応えた行政と住民をつなぐ方策であります。今日AIやIoT、人口知能やモノをつなぐインターネット、あるいはいろんな形での目覚ましい技術革新による第4次産業革命が到来すると言われております。経済のグローバル化、農業や産業をめぐる国際環境の厳しい変化、さらには人口減少、少子高齢化という国家的な課題の大きなうねりの中でこの解決に向け、新たな地方創生の推進に向け、この時代の課題に我々は直面し、そして時代が大きく変わろうとしていると認識をしております。先人が困難を乗り越え、血と汗をもって切り開いた我が郷土であります。その豊かさと住みよい村を後世に持続、継続しなければなりません。第6期の総合計画のテーマである「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」を行政と住民と共通のベクトルとして、時代を読みチャレンジ精神とスピード感を持って村政に当たっていきたいと考えております。

施策の基本は、住民ニーズを的確に把握し、政策として立案し、いかに実行するかにあります。これからの自治体職員に課せられた大きな責務であると考えております。まさに住民の負託に応えるため、積極的に住民とかかわるコミュニケーション能力と政策の立案

能力が強く求められていると考えております。人口減少、少子高齢化、農業、産業振興、地方創生、教育、医療、福祉、介護、全てにわたって総合的で横断的な施策の実行が必要であり、C C R C 更別版のように全てにつながる政策を関連させ、横展開をさせながら、1 段、また 1 段と地域の支え合いを基本に地道に成果を積み上げていくということが必要であると考えております。

私が尊敬する上杉鷹山の経営改革とは単にバランスシートに生じた赤字をゼロにすることではなく、改革を進めるには人づくりが大切である。人づくりを無視した改革は、決して成功しない。大名や家臣のために地域住民が存在しているわけではない。国民や地域住民のために役所や役人が存在するのであるとの言葉から、根本理念でもある人づくりを基本に、人間の心の赤字を消した経営改革をお手本に、行政が変われば村も変わる。なせばなる、なさねばならぬ何事も、ならぬは人のなさぬなりけり。やるべきときは今であるとの気概を持って村政の執行に当たっていく決意を申し上げ、お答えといたしたいと思えます。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 それでは、幾つか確認したいと思いますので、再質問させていただきます。

支え合いの目的や必要性について、その取り組みについていろいろお答えいただきました。ただ、行政が認識しているその広まりと私は若干異なるということで、そこで実際に行政が目的を定めて住民に押しつけるということではなくて、行政としては何を目的としているかということを私は問うているわけなのです。ですから、そこを明確にすることによって支え合うことが本当に必要だなということが住民のほうに伝わっていけば、おのずと広まりもあるかなと実は思うところでございます。

そこで、今まで支え合いの活動が広まっていると言っていますけれども、行政側で考えている広まりと言っているのは、行政区単位でいうと一体何行政区あればそういう認識になっているのでしょうか。先ほど言ったように、マップ、あれで 6 行政区でしたっけ、それが実際に広まっているという認識かどうかということです。それをさらに広めようとしているのかということ含めて。

2 点目でございます。施設入所待機者や介護待機者が先ほど言いましたようにおります。こういうことがますますふえるだろうということは私も想像にかたくないとしておりますけれども、この対策として支え合いにより解決するというふうには実は聞こえてくるのですけれども、その関係性というのですか、そういうメカニズムはどういうふうなことになっているのか、お示しできればお示しいただきたい。

3 点目でございます。介護保険料をこのたび 1,000 円上げるといようなことでございます。また、37 年度には 6,700 円になるというような試算が示されました。これが支え合いによって自主、協働により介護にかかわるなどして、そのことで介護保険料が少しでも軽減できるような仕組みができないものかと検討するのも必要ではないかと思っております。

こういったことを含めて住民と一緒に考えているという機会を検討する考えはございませんでしょうか。

支え合いが必要だといった結びつきや動機づけがないと、現実的な課題解決にはならないと思っております。そこで、今社協が進めている事業は頼もしいと評価していますが、これは一体何をもって頼もしいとしているのか。実際やっている人たちは、本当にうまくいくのかなという、そういう疑問のもとでやっております。要するに行政の認識と実態とは私はちょっと乖離しているのではないかということで、先ほどの繰り返しになりますけれども、現状で満足いくものとなっているかということです。今の支え合いという仕組みがうまく進んでいますかということです。

どっちにしても、そのためには職員も一緒になって、もっと下にへりくだれとは言いません。要するに一緒になっていく行動を示すということはやっぱり大事だと思います。そして、そのことがないとなかなか現状把握もできないだろうし、実態としてわからないだろうし、住民の情報というのは限られていますし、その情報も自分にとっていい方向にしか私は捉えないと思うのです。ですから、更別村の行政、福祉行政はとてもよくやってございます。僕は、そういう認識の中で危惧するのです。このサービスは続かないよってどこまで皆さんがわかっているか。こういうことも含めて情報を提供する。そして、住民の声を聞くということで、職員とのつながりを持つためには担当職員というのは、今何か時代が変わったのか、そこまでしないと、職員が下を向いて仕事をし過ぎているというのか、もっと現場主義であってほしいなという思いで再度これ確認させてください。要する今の状況を少しでも変えるためには、私が今言っているようなことを少しずつ整理して課題として捉えていかないと一歩も変わる要素がないというふうに聞こえるものですから、再度質問させてください。

○議長 長 西山村長。

○村長 村瀬議員さんのおっしゃる部分、支え合いの部分でこれが広まっていくのか、それと広がりをもつ認識しているのかというようなことです。そのメカニズムをどうつくっていくのかという話が最初にありました。私は、今自分の中では自助、共助、扶助というのが、これも上杉鷹山が言ったわけですがけれども、まちづくりの基本であるというふうに言っておりますけれども、お互いに支えていくのだというようなことで、もちろんそこには、彼らの時代は役人ですから、そういうようなところもあるのですけれども、一緒になって物事をしていくというようなことが必要であるということで、自分としては今そういうような形で住民の意識がそういう部分でお互いに支え合って、行政だけではなくてその部分をお互いに自助、共助していきましょうというような形で広がってきていると思いますし、これは広がっていかねばならないというふうなことを考えております。

そういう点では、自治体職員の話をしましたけれども、役場職員も我々も、私もそうですけれども、一緒になってやっていくという意識のもと、どんどん、どんどん、三現主義ですか、現場に赴いていろんな住民の方のニーズを聞いてくる。あるいは、いろんな行事、

いろんな部分ありますけれども、その中で参画している職員いっぱいいますし、どんどん現場へ行って、やっぱり実際の生の声を聞かないとわからないということがありますので、その点ではそういう点でどんどん、どんどんしていかなければならないと思います。

重要なことは、それを聞いてきて、いかに自分のアイデアと知恵を出してそれを政策化するかということです。そういう部分の能力も非常に必要なのかなというようなことを考えています。介護保険料もお話ありましたけれども、いろんな会議の場で政策を、計画を組み立てる場において議論はなされていますけれども、その委員の人だけでなく、その部分でどんどん、どんどんそういうような形で高齢者もふえてきて、いろんな部分のサービスが今のままですと本当に持続可能なのかどうかという話も出ています。そういう部分で介護費の部分を含めましてしっかりと、住民の皆さんと一緒に目線というのですか、情報を共有しながら一つ一つ解決していかなければいけないのかなというふうなことを思います。

村瀬議員さん総体的におっしゃいました。課題の一つ一つを地道に、今見えているでしょうと、課題が、その部分について手をこまねいていないで、一つ一つ解決できる部分。そこには村瀬さん昔からおっしゃっているように、住民の皆さんといかに一緒になってやっていくか、巻き込んでいくか、一緒に共有して、それがベクトルだということだと思うのですけれども、そういう点でしっかり私も受けとめながら、役場職員とともに前にいろんなことを進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 村長のお答えは、何となくわかるのです。僕の言っていることも何となくですから、そういう答えになるかもしれないのだけれども、要するに数字がないのです。広まっていると言っているけれども、ではどこまで広まっているのか。職員も日ごろから住民とつながっていると言うけれども、ではどんな形でどういうふうにしてつながっているのかということが現実には私は見えないのです。ですから、そこもしわかれれば教えてください。広がりというのはどこを見て広がっているという認識か。職員が住民とつながっていると言うけれども、例えば何々協会に入っていますとか、どここの何とかで私は役員やっていますとか、そういうようなことが具体的にあれば非常にわかりやすいのですけれども、もしわかれれば教えてください。

ちょっと視点を変えまして、私もまちづくりのために支え合いというのが必要だというふうに思っています。その視点でまちづくり条例やいろいろ質問させてもらいましたけれども、今検討されているようなということも答えが来ましたが、それにしてもまちづくりや福祉施策を全部吹っ飛ばすような形で、更別版のCCRC構想策定は新聞を見て私初めて知りました。実はその前予算説明の中では、福祉政策を基本にして人口増に結びつく事業としての説明で、質問したところ、後で詳しく説明しますということで、そのやさきで新聞が出ました。このような執行者の提案の仕方については、私は問題があるので

はないかと正直思っております。まちづくり基本条例も必要のない理由、先ほど言いましたので、そこは触れませんが、それでは3点ほど質問します。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように支え合いが必要としていますが、この計画はさらに、C C R Cの事業なのですけれども、さらに地域福祉を発展させ、都会の高齢者の移住者をターゲットとしたものとしておりますが、新聞でこの少し前に室蘭市を中心に西胆振地区の連携のC C R C事業というのが載っていました。私もこの事業が本当に更別1村で完結できるのかという思いがございますので、そこら辺のことについてお聞きします。

2点目でございます。今回のような政策提案では、住みたい、住み続けたいまちをともにつくろうとはなっていないと思います。要するにこれは支え合いのまちづくりにつながりませんということでございます。特定の住民のニーズでは、全体の住民の意見としての確に把握しているとは私は思いません。このC C R Cというのは村づくりの一環だと思っております。こんなような状況で行政と住民の共通のベクトルというふうになるのか、ならないのか。

3点目で、住民の負託に応える、住民ニーズを的確に把握するとしておりますが、今住民の声は支え合いなのか、それとも更別版C C R C事業なのか。

その3点について質問します。

○議 長 西山村長。

○村 長 1つは、そういうような支え合いの広がりが本当に実感できているのかというところがありますけれども、私は実感できております。といいますのは、支え合いも社協を中心としてやっておりますけれども、新たに今年度、各月のいろんな会合とか、いろんな支え合い、あるいは大人の学びだとか、いろんな部分でたくさん、カレンダーの中に何月何日、どここの場所でこういう集いがありますよというようなことがありました。それは、今まで村の中ではない動きでありましたし、日常の大人の学びはたくさんの方が来ておりました。もっと驚いたのは、サポーターを募集する。その方と一緒に、お年寄りと一緒にサポーターでするわけなのですけれども、当初予定したよりもその講座にたくさんの方が来ていただいて、私も協力したいのだというような形で出ています。また、今はまだ6つですけれども、支え合いマップということでいろんな行政区の方が、行政がやってくださいというのではなくて、その中で本当に自発的に広がっているということで、そういう広がりは今村の福祉、介護あるいは医療の部分を含めた機運はどんどん高まっているのではないかとというふうに自分自身としてはうれしく思っています。

また、C C R Cですけれども、定義としては今村瀬さんがおっしゃったように生涯活躍のまちで、都会からお年寄りがというような感じですが、私はあえて更別版C C R Cということで、村づくりの一つの手法としてこのC C R Cの取り組みを取り入れたいということでもあります。報道等でいろんな部分で説明が不十分、あるいは丁寧さに欠ける部分があったということは反省しなければいけないというふうに思っていますけれども、村

づくりには今いろんな機運の醸成、そしてリラクタウン構想だけではありません。いろんな村全体の福祉のまち、あるいは医療のまち、そして子育てのまち、ＣＣＲＣの中には空き地、空き家も入っていますけれども、その部分を総合的に村づくりの手法として、１つそういう手法を取り入れながらやっていきたいというふうに考えています。

実際に今シェア金沢とか、あるいは輪島のほうでＣＣＲＣを率先している方たちがやっておられます。前に講演会で来られて村を見たときに、村長、この村は医療関係、介護関係、まだできていないところもあるけれども、これは非常にすごい村だと。ここで本気になって住民の人たちと手をとって福祉のまちづくりを行っていけば、これは日本に誇れる福祉の村になるよというようなことでありました。その手伝いをさせてくださいというようなお話もありましたけれども、私はぜひそういうような形で村づくりの一環ということで、ともにつくっていくということで皆さんのニーズを、幅広いニーズを把握しながら、拾い上げながらＣＣＲＣの形で村づくりを全体として行っていきたいなというふうに思っております。

支え合い、本当に大切だというふうに思っています。単に口先だけではなくて、昔の近所づき合い、あるいは先ほど長屋のお話もありましたけれども、そういう形で人と人がつながるということが今本当に求められているというふうに、時代の大きな変化はありますけれども、最も大切にされてきたものは何なのか。それをもう一度振り返りましょう、原点に戻りましょうということだというふうに思います。そういう点で、支え合いの村づくりに向けて今後全力挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 ６番、村瀬さん。

○６番村瀬議員 答えが１つ足りません。どうしてもちょっと聞きたい。

○議 長 どの部分が回答受けていないのですか。どの分が抜けていたのですか。

６番、村瀬さん。

○６番村瀬議員 ですから、３つ目の住民の負託に応えるニーズの把握ということで、住民の声は支え合いというものを求めているのか、更別版ＣＣＲＣ事業というものを求めるかということについての認識を聞いてございます。

○議 長 村長、答えますか。

○村 長 いいですよ。

○議 長 西山村長。

○村 長 申しわけありませんでした。

３点目、支え合いということで書いてあるのですがけれども、私は支え合いはＣＣＲＣの中に包含されているというふうに思いますし、それを含めてやっていくということでもあります。

大変申しわけありませんでした。

○議 長 よろしいですか。

6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 はい。以上で質問終わらせていただきます。

○議 長 次に、1 番、安村さん。

○1 番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきます。

ふるさと納税の利活用に向けた具体的ビジョンの構築についてお尋ねしたいというふうに思います。ふるさと納税の詳細趣旨はともかく、ふるさとを思う心から、その自治体への寄附を通じ地域創生に参加することを後押しできる制度として2007年5月に創設され、今日に至っているわけでございます。それぞれ全国各市町村ではさまざまな取り組みを行い、地域創生に実効ある対応を図っているところでございますが、それとて納税額に対する返礼品により地域格差が生ずるなど、課題もないわけではございません。

村の納税実績は、平成20年度から9カ年で157件、1億2,238万5,000円の実績がございます。しかし、その納税額の運用を図るべく計画立案もなく、既存更別村寄付条例の基金積み立て条項と重複し、単なる基金積み立てとしての対応、取り扱いではふるさと納税の制度的意味がないと思われます。毎年寄附納税者の件数、金額は更別村ホームページに公開、公表されておりますが、返礼品及び経費などが財政調整基金から支出されるなど、本来あるべき資金管理体制になっていないと考えます。早急なる改善対策を講ずる必要をまずは指摘させていただきたい。

大切な地方財政の原資としてどのように地方創生を仕組んでいくのか、具体的ビジョンを示すべきが本来のあり方ではないでしょうか。既に10年経過するふるさと納税制度であります。納税者や住民のためにも、より明確で具体的な地域創生対策を講ずべく、その必要性についてお伺いさせていただきたいと思います。

その詳細について多少前段で述べましたけれども、内容詳細について補足させていただきますけれども、村は平成19年に更別村寄付条例を制定し、第1条、目的に福祉の向上、地域資源の保全、活用等を図るとし、第2条の事業区分では地域コミュニティから村有林整備事業の11区分の事業としておりました。今般第6期更別村総合計画との整合性を図るため、昨日条例改正したのですけれども、事業区分を6項目に集約した条例改正を行い、かつ寄附金の管理運用を明文化したということは大変評価、詳細をきちっと明示したということは評価できるところでございますが、さらに更別村寄付条例施行規則、これも同年平成19年施行でございますけれども、それにより寄附台帳の作成並びに寄附金の額、礼状、特産品の贈呈を定めているところでございます。一方ふるさと納税は、更別村寄付条例制度のふるさと納税制度として、さらべつふるさと応援寄付金と位置づけ、寄附金を募っているところでございます。これは、一般的に村民が知り得ている中では更別村のホームページにきちっと明示しているところでございます。

課題は、制度の目的と寄附金の使途、いわゆる使い道が改正された寄付条例と同一事業であって、ふるさと納税が目指す目的が余りにも不明瞭、不明確であるというふうに私は

感じているところでございます。それで、そういうような内容からしますと、今の寄付条例とさらべつふるさと応援寄付金の事業の内容が余りにも同一過ぎて、何が何かわからないというのが一般的な認識ではないでしょうか。それで、なおかつふるさと納税を制度化している意味がこれではどこにあるのか不明瞭であるというふうに感じているところでございます。既に更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは平成27年度に策定して、平成31年度までの取り組むべき課題ということで整理されているわけでございます。ここはしっかり更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略と第6期更別村総合計画との調整、整合性を図り、ふるさと納税のあるべき対策を具体化、具現化すべきではないかというふうに感じております。

それらを踏まえてご質問させていただきます。1番目でございますけれども、村は更別村寄付条例に加えて、あえて制度としてふるさと応援寄付金を位置づけるが、事業目的も重複し、現行寄付条例とふるさと応援寄付金制度が目指す事業の差異はどこにあるのか、その点の村長の所見を求めたいというふうに思っております。

2点目でございますけれども、更別村寄付条例制度、ふるさと納税制度とし、さらべつふるさと応援寄付金を位置づけておりますが、ふるさと納税という基本的趣旨に基づいた内容となるよう、もっと要約を図り、より具体的な利活用方針を示すことが重要ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

3番目でございますけれども、道内ではふるさと納税を要領、規定制定している町が8町、私はホームページしか見ていないのですけれども、一応調べた中では要領、規定制定している町が8町、条例制定しているところが4町ございます。ふるさと納税の運用基準をしっかりと定め、納税者、住民にふるさと納税による地域創生効果の仕組みづくりの具現化を図っている実態がでございます。村は、ふるさと納税による地域創生への利活用方針と会計の独立性並びに事務の適正化の担保が求められているのではないのでしょうか。ふるさと納税としての位置づけをしっかりと独立させ、しっかりしたふるさと納税の管理を図るべきだというふうに思っておりますが、村長の所見をお伺いさせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 ふるさと納税につきまして安村議員さんのご質問にお答えしたいというふうに思います。

ふるさと納税につきましては、寄附者が選んだ自治体に寄附を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分につきまして所得税と住民税が原則として全額控除される制度でありまして、村では昨年3月1日からふるさと納税の総合サイト、ふるさとチョイスによるインターネットを利用した申し込みの受け付けを開始いたしました。また、4月3日よりヤフー公金支払いサービスを利用したふるさと納税のクレジット決済による納付の受け付けを開始し、同様に9月13日から、ふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクを指定代理納付者に指定し、ふるさとチョイスを利用したふるさと納税の郵便振替収納代行を開始しております。これらの取り組みの結果、今年度ふるさと納税の件数は大幅に

増加をしており、2月末現在で617件、770万円をふるさと納税として納入していただいております。

ご質問の1つ目でありますけれども、更別村寄付条例とふるさと応援寄付金との差異は何かということではありますが、村外の方からいただくふるさと納税、村内の方からいただく寄附金、いずれも更別村寄付条例における寄附金として取り扱わせていただいているのであります。同条例の規定に基づき、寄附をしていただいた方が指定する用途ごとに対応する基金に積み立てることで管理運用をしております。したがって、更別村寄付条例に規定する寄附金の取り扱いとは別にふるさと応援寄付金という制度を設けているものではございません。ふるさと納税に関しては、日本全国の市町村の中から更別村を選んでいただいて寄附をしていただくための工夫が必要であり、このため、より親しみやすい愛称として更別村へのふるさと納税をふるさと応援寄付金と名づけました。パンフレットを作成し、PRを行って、また村のホームページにもふるさと応援寄付金のページを授け、インターネットを活用してより多くの方々に寄附をいただけるようPRに努めているところであります。

ご質問の2つ目、より具体的な利活用方針を示すことが重要ではないかのご指摘でございますが、ご指摘のとおり、これまでの寄付条例では寄附をしていただく方の指定する用途ごとに対応する基金に積み立てるところまでが規定されており、積み立てられた寄附金の活用が明確ではありませんでした。したがって、既に議案を提出させていただき、承認をしていただきましたけれども、更別村寄付条例の一部を改正し、寄附をしていただく方の指定する用途を第6期の更別村総合計画の基本目標と同様とするように改め、いただいた寄附金は第6期更別村総合計画の基本目標を達成するために活用させていただくことでふるさと納税の利活用方針を明確にさせていただきたいと考えているところであります。

さらに、更別村寄付金管理基金条例につきましても提出、承認していただきましたけれども、4月以降にいただく寄附金は新たに設置する更別村寄付金管理基金において一括管理運用し、年度にいただいた寄附金を翌年度の予算で取り崩し、寄附いただいた方が指定する用途ごとに第6期更別村総合計画の基本目標の達成に資する事業の財源といたしていきたいと考えております。

ご質問の3つ目、ふるさと納税による地域創生への利活用方針と会計の独立性並びに事務の適正化の担保が求められているという点でございますけれども、利活用の方針につきましては先ほどお答えしましたとおり、いただいた寄附金を第6期の更別村総合計画の基本目標の達成のために活用させていただくこととしております。事務の適正化という点につきましては、道内の市町村において条例等を制定し、ふるさと納税の取り扱いを定めている自治体もあるようであります。更別村寄付金管理基金条例、更別村寄付条例の一部を改正する条例の制定により、寄附金の活用方法を明確にし、方針を明確にし、更別村寄付金管理基金において一括管理運用することにより適切に管理運用するとともに、寄附をし

ていただいた方の指定する用途ごとに第6期の総合計画の基本目標の達成に資する事業の財源とすることで適切な対応が可能になるのではないかと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご回答いただきましたけれども、基本的には今の説明ですと更別村寄付条例があくまでも基本法であって、それに附帯したものについては、たまたまふるさと納税制度というものがあるから、それらについては名称としてはふるさと納税だけれども、条例の中に内包しているのだと。だから、寄附金は、いただいたものについては基金なりなんなりに積み上げるのだと。その積み上げる内容については、全てが今回6項目に、今一般の方お聞きになっていても、条例改正したばかりですから、わからない部分あるのですけれども、6項目に制約しましたよという言い方をして、その中で振り分けして基金に積み上げますよと。必要に応じて、第6期の総合計画に基づいた事業推進の中の一環としてそれらの基金から取り崩して使わせていただきという、多分そういう説明だと思うのですけれども、私があえてこの質問をさせていただいたという内容については、ふるさと納税という基本的趣旨は、決して基金に積み上げられたとか、目的的にどうなるかということを僕は説いているわけではないというふうに解釈しているわけです。

基本的には更別村を思う気持ちがあって、先ほども冒頭で申し上げましたように、更別村の地域創生のために村長をリーダーとした中でいかにふるさとを創生してくれるかという、その思いだと思うのです。それをあえて、第6期の総合計画があるから、加えて納税者の意思も尊重するから、募集サイトに6項目全て出して、それから選択して寄附してくれと。そこまでは譲歩したとしても、その目的に対しての寄附金があって、基金に積み上げてしまえば、基金の運用規定があるわけですから、村長がやりましょう、やりましょうと言うけれども、この6項目の目的でないと使えないという非常に不条理なことが発生すると私は思っているのです。

というのは、きょうも勝毎の方来られているけれども、きょうの勝毎の新聞にも、上士幌町の独自の条例、そして数年のふるさと納税の使途の目標をきちっと定めています。提言しています。住民に、納税者に対しても。そして、何をやるのか、どれだけのお金を使って何をやりたいのか、明確に示しているわけです。私は、そこを指摘したいのです。この基金に積み上げるという部分は、あくまでも第6期総合計画であって、ふるさと納税の皆さんが善意の気持ちで寄附してくれたお金を、浄財をいかに村で的確にそれを使っていくかという、ちょっと趣旨が違うと思うのです。基金ということになりますと非常に使いづらい。今村長が、私の過去の28年までのデータですけれども、寄附金の額を言いました。ことしのふるさとチョイスも含めていろんな部分でサイトを設けて広くしたら、ふるさととチョイスなんかでいろんな寄附金の募集をかけたら617件で770万円の寄附があったというふうにおっしゃられましたけれども、これ6項目に分散してしまっただけで、皆さんが聞いたら770万円すごいなと思うけれども、6項目の基金に積み上げてしまったら1項目当たり幾

らになるのですかということです。それがその思いを含めて、申し込んだ人たちの思いというものがそこできちっと充足されて使われるかという、僕は決してそういうふうにはならないというふうに感じているわけです。ですから、ここはふるさと納税という制度という部分の制度をくっつけるのではなくて、ふるさと納税を地域創生にどう生かすか、直結した形のそういう思いを持った計画立案であってほしいし、また村長がここ3年間重点にやりたいのだという思い、思い切って施策を持って打ち出して実行すべきだというふうに思うのですけれども、ちょっとまとめ過ぎていますけれども、その点の考えについての村長の意見をお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのお話、ご指摘ありましたけれども、制度の部分、ふるさと納税制度ができた部分で、これは総務省のホームページにもありますけれども、納税者が第1に寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるそれはきっかけになるし、そういう意識も高まるし、ふるさとに対する思いも広がると。第2に、いろんなお世話になった生まれ故郷はもちろんですけれども、ほかの応援したい地域、それについて人を育て、自然を守る、自然環境を育む支援につながると。第3に、自治体が国民に取り組みをアピールすることによって、また自治体独自として地域のあり方も考えていく。その3点が総務省の中でも強調されていました。

私は、ふるさと納税の仕組みそのものが返礼品等々が過度になったりという部分のいろんな問題もありましたけれども、やはり思いはふるさとであり、そのまちに対して特別な思いといいますか、子育てとかいろんな部分に目的を持って使っていただきたいという趣旨でありますし、そのための納税であるというふうに認識しておりますし、それは安村議員さんの思いとその点は同じであるというふうに思います。

その点で、いろんな11の項目があって、新しく6項目ということになりましたけれども、第6期の総合計画の中で、2月末現在で今は旧体制ということで、新年度から6項目ということになりますけれども、それぞれの中で積み立てられてはいます。一番多いのが子どもたちの育成に関する事業で185件で243万円、続きまして農業の振興に関する事業、61件で69万円、そして村長が必要と認める事業ということで226万円、地域コミュニティーで33件で34万円等々、いろんな形で積み上がっております。私は、ご回答でも申し上げましたけれども、積み上げることに今までそれがあまして、実際にそれをどう活用していくのかという点で、その辺のところの部分含めましていろんな寄附金の部分とか基金のところを変えてきたわけですが、その部分をしっかり組み立てていく必要があるのではないかなというふうなことのご指摘であったというふうに思います。

上士幌町さんの場合も、これについては具体的な条例をつくっております、上士幌ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金条例ということで、28年末残高7億9,394万円ということで非常に大きな基金がありますけれども、この条例の中では、この基金は子育て支援及び少子化対策の事業に要する経費に充当する場合に限り処分することができる。あるい

は、もう一つは、ふるさと納税・生涯活躍いきがい、CCRCのことだと思いますけれども、基金条例ということで、この部分について基金は健康寿命の延伸や地域包括ケアの醸成並びに多世代交流等による地域コミュニティ醸成を図る事業や生涯活躍、生きがいづくりを推進する事業に要する経費に充当する場合に限り処分することができるということで、用途を明確にした条例をつくっているということでもあります。もちろんその部分どういうふうに使いましたかと、どういうふうな目的でふるさと納税をしていますかということで、実際にホームページを見ますと、認定こども園の保育料の無料化に3,001万円とか、塾を経営している公営塾ということで615万円、それが全て納税した方に、あるいは住民の方に手にとるようにわかるように示しております。これが私は、理想というのですか、あらねばならない姿だというふうに思っています。

今基金ということでいろいろ積み立ててありますけれども、実際には使い勝手が悪いと言ったら浄財に対して大変失礼な言い方になりますので、非常に運用の仕方が難しい部分がありました。その部分を今6期の総合計画の中に入れて、その6期の中で子育てとかいろいろな部分のテーマごとに今振り分けておりますけれども、むしろこの部分から次の段階で、この基金をどういうふうに運用していくのかという部分で明確に方針を示していくことが大事だというふうに思います。あるいは、議員おっしゃったように、例えば新しい施策を、子育て支援あるいは生涯活躍の施策を打つときに、この基金、ふるさと基金から使わせていただくのだということを明確にうたって、納税を促したり、PRしたり、実際にそれを運用してこういう形につながりましたということを示していかなければならないというふうなことで、それは今寄附金条例等々を改正をしまして第1段階に来ておると思います。次回、次期については、そういう形で私の施策あるいはいろんな部分を含めまして今後検討し、ご提示をしていきたいなというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今村長の回答いただきましたけれども、私もちょっと舌足らずな面があって、訂正というか、させていただきたいのですけれども、寄付条例につきましては今般委員会に付託しているということでございますので、決定事項でございませんので、大変申しわけありません。一般の住民の方も申しわけございません。これから審議して決定していくという形になりますので、訂正させていただきたいと思います。

村長、私が申し上げたいのは、ふるさと納税制度というよりも、基金条例はあくまでも第6期の総合計画に合わせたいというご提案でございますけれども、私言いたかったのは、先ほども言いましたけれども、せっかく更別村のまち・ひと・しごと創生総合戦略が27年から31年度まで明確に、「いつまでも住み続けたいまち 豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地」という大変よい目標を持った提案をしているのです。時限立法ですよ、31年なのです。この中の第2の中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中できちっとうたっている部分があるのです。第6期総合計画よりもまち・ひと・しごと創生総合戦略のほうが優先

されるべきだし、それをもとにこれからのことを私はやっていただきたいから、一つでもこの課題解決をしていただきたいから、第6期の総合計画を待っていないで、当面の課題をこれだけ明記しているのだったら、なぜやらないのですかということです。それをやれないという理由が資金的な問題なのか、金銭的な問題なのか、そういう部分も含めて課題があるとするならば、ここは英断をもってふるさと納税を独立した形できちっと位置づけさせていただいて、納税者の理解を求めて、更別村の人、まちづくりも含めた中で使わせてくれという形に特定して、村長がやりたい施策に対してぼんとお金を入れるという形にしてほしいということで今提案しているのです。

最後になりますので、あくまでも前提として第6期総合計画に基づいてという言い方しましたけれども、悪いけれども、更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略のこの課題解決に向けてまとめたのはどこへいつてしまうのですか。これが僕が求めたいふるさと納税というものの利活用の有効性を高めるために、今課題として持ち上げられている課題がここに列記しているのだから、村長は英断をもってその実行に当たるべきでないか。その資金、財源がふるさと納税であるべきでないかということでご提案を申し上げたいのですけれども、これで最後になりますけれども、村長の見解を求めたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 私も承認をいただきましたというような、大変申しわけありません。訂正させていただきます。本当に大変失礼なことを訂正をお願いするものであります。

それで、今出されましたふるさと納税、第6期の総合計画も総合戦略の中の延長線上としてありますし、そこでうたった地方創生に関する喫緊の、時限立法でありますけれども、その部分で解決しなければならない部分については毎年見直しをしながら、そして夢大地等を図りながら進めてきているわけであります。私としては、ふるさと納税の趣旨、あるいは安村議員さんのご指摘もありましたとおり、上士幌町がやっているように本当に大胆に条例等をつくって、その部分を村づくり、あるいはいろんな政策の資金源、いわゆる財源として活用しながら、目に見える形で成果を上げていくということは大変重要なことだと思っています。

それと、上位法、下位法の部分、法律によりありますけれども、条例が優先するのか、規則が優先するのか、あるいは戦略が優先するのかというような部分ありますけれども、私は総合戦略が重要な部分を占めていると思いますし、それと同時に6期の総合計画も1つずつ解決していかなければならないと思っております。

今項目ごとに集約をされていきますけれども、私が今お答えできるのは、その中でふるさと納税の活用に向かって、政策的な部分、あるいは村づくりの根幹にかかわる部分に活用できるということをしっかりと検討していきたいと、研究して、実際自分も上士幌町は見てみますと本当に見習いたいなというようなところもありますし、そういう形でどんどん、どんどんリピーターの方とか、移住、定住の方もふえているということで、非常に大きな効果が出ています。ぜひともそういうようなつながる運用の仕方、あるいは政策と

して活用できるように今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 以上をもって終わります。ありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、3月14日から3月15日までの2日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、3月14日から3月15日までの2日間休会にすることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 7 時 5 7 分散会)